

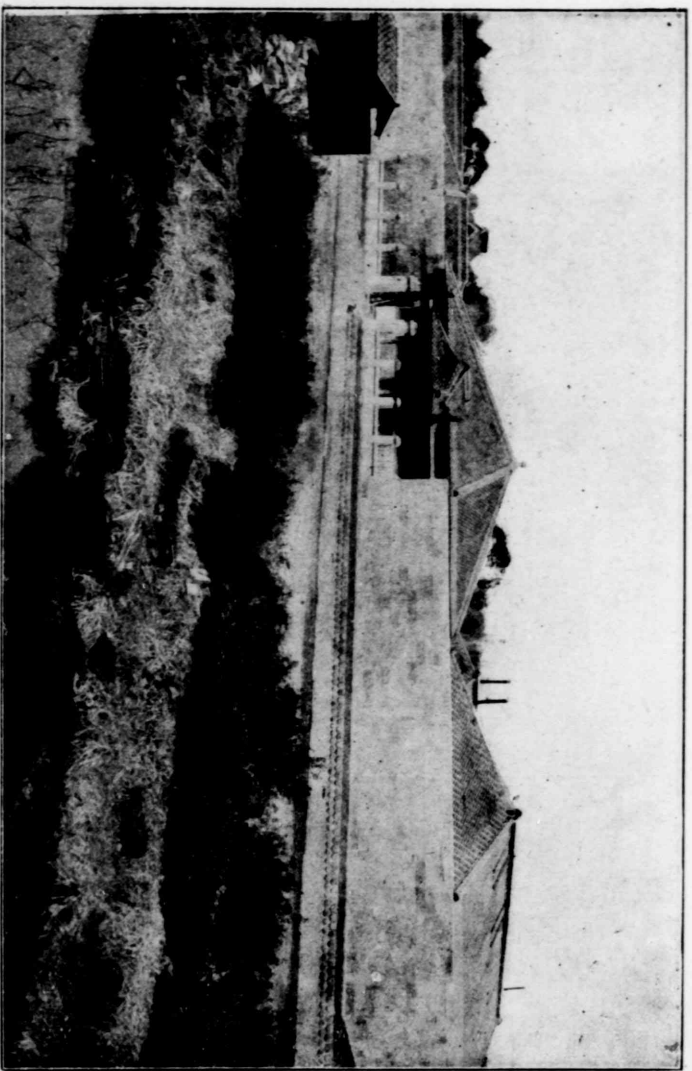
刑政

號月一十

行發會協務刑 財圖
法人

明治二十七年二月二十六日（第三種郵便物認可）

所張出浦士たし工竣



土浦出張所は大正十二年七月十七日起し本年三月三十日竣工した、敷地は官
會共二千三百三十五坪で建築費二萬六千八百圓餘を要した。

刑政 第參拾八卷第拾壹號 目次

國際刑務會議の致へた一點……………卷頭言(一)

論 說

刑罰の個別化に就いて……………本會囑託 井上 忻 治(三)

作業技師新設に就いて……………小審刑務所長 有馬 四郎 助(二四)

資 料

保安法に就いて……………ヘンニー・レーマン(三五)

海外時報(高まれる犯罪風潮、刑務所の拂下げ)……………野 尻 生 譯(三)

雜 錄

受刑者の感想を聞きて……………香 川 生(四〇)

小 感……………教 諭 師 富 井 隆 信(四六)

わが國の良風美俗の保存に就いて……………(五一)

叙 任

行刑統計

刑務令規

彙 報

會 報

家庭欄



立州州オリタンオダナキ
所務刑化感フルゲ
し無然全壁外

園公立國衆合
谷 齋 テ ミ セ ヨ



む望を育紙りよ河ソドハ



影撮念紀のと氏スナキの育紙
官記書部岡右 長局刑行二泉左てつ向



立州ズイノライ國衆合
てに所務刑トツェリヨジ

國際刑務會議の教へた一點

一九二五年八月四日から十一日までに第九回の國際刑務會議が無事に終了しました。五十五ヶ國の代表者が相寄つて此の世界的人道事業に一段の進歩を齎らしめたことは言はずもがなであります。

茲に此の會議に於て教へられた一點があります。それは、かの國際聯盟に比較して此の會議に獨逸が無難作に加入したことであります。國際聯盟加入に付ては獨逸はいじられました、フランスはいちを張りました。けれども此の會議に於ては獨逸は少しもいじられませんでした、獨逸共和国として、更にプロインセン、ザクゼン兩聯邦及びハムブルグも容易に代表者を送りました。それに個人としても多くの實務家や學者が参加致しました。嘗て敵であつた各國も之等の参加を歓迎しました。

わたくしは平和を期待する國際聯盟に對する加入のいざこざに比し同じ平和を期待する刑務會議に對して甚だ寛容であつたことを面白い對照だと思ひます。

獨逸行刑の先驅ミツテルマイヤーやユリウス等が此の會議の創設者であつたといふ歴史的事實がかく寛容ならしめたことも察せられます。けれども國際聯盟が政治的平和を内容とするに對し刑務會議が全然人道的平和を内容とする点に此の寛容を見出さねばなりません。さうして政治的仇敵同志が人道的に相結ぶことが行刑方面にあらわれたことは行刑に一段の氣品を添へます。

このことは我等が刑務に携はるに付て教へられた大きな一点であります。仍ち行刑は人道的意味に於て將に世界共通となりました。従つて内地に於ける外人拘禁者にもわれ等は極力改善目的をつくしてやらねばなりません。外國行刑の部に心解しないで裏面の欠點もさがして外國行刑の促進に協力してやる責任も生じて参りました。

要するに此の會議はわれ等に對し日本の行刑は即ち世界の行刑だといふことを教へて呉れたのであります。(夢)

論 說

刑罰の個別化に就て (前號つゞき)

五

井 上 忻 治

現行刑法の下に於て刑事責任が犯罪事實とこれに對する犯人の道德的乃至主觀的責任を基礎として居るものであるかぎり、現行犯でもなく、また被告の自由もなき場合、被告の責任を査定するために、主として證據事實、従つてまた犯罪の徵憑の評價が刑事裁判に於て重要な意味を有つて來るのは言ふまでもない。しかしながら、この評價にしても、それは結局、刑罰個別化の立場から犯人の人格そのものゝ評價と離して考へるべきものではない。従つてその評價が單なる素朴的經驗若しくは印象的直觀の方法によつたものでは極めて危険である。

刑事人類學は不可抗的に犯罪を運命附けられたといふ意味に於て、所謂本能的犯人若くは生來的犯人と名づけらるべきものの存在を明らかにした遺傳、精神病、癲癩、鐵毒、酒精

中毒等に關する科學的與件から綜合して。また刑事社會學は環境(自然的、社會的)の影響の下に一つの犯罪性を習得した所謂習性的犯人と呼べるべきものの範疇を確立した。しかしながら、犯罪は常に人的條件の諸傾向と環境條件の錯綜との競合的所産であることは、またこれ等實證的諸科學の貴重なる與件の證明するところである。かようにして、假令生來的に結核素質者であつても、彼等が衛生的環境と社會的安樂との中に生活する場合、しばしば結核患者として終るの厄を免がれ得るのと一般、假りに本能的犯人であつても、彼等の犯罪が必らずしも反覆的徴候を帯びる譯でないのは勿論、彼等の生活する環境條件が極めて良好である場合、彼等の犯罪性は遂に發現せず済む場合すらあり得るのである。またそこには乞丐、浮浪乃至鷄鳴狗盜の類から遂に殺人の大罪にまで進み行く所謂「被遺棄少年」を存すると同時に、極めて善良なる家庭に在る少年であつて、尙ほ突然最も重大なる罪を犯すような事例も決して罕れではない。

それ故に刑の個別化のために、科學的所與に基いたこれ等の犯罪人の類別が假令裁判官の判斷に豫定されてゐたにしても、特定の事件に當面して被告が果して實際何れの範疇(本能的犯人、習性的犯人、機會的犯人)に屬するものであるかを判別することは極めて困難である。それにも拘らず個別化の前提としてこの裁判上の判別は是非とも必要なのである(殊に定期刑を維持する現行制度の下に於て)。しかしながら、この判別が犯罪徴憑の單なる印象的直観によりて決して可能でないのは、前に指摘したが如くである。この

點は、被告の人格を明らかにすべき——採證以外に——一手段としての訊問に就きてもまた同様である。被告の訊問は、かの酷刑の廢止や、「人權」の擁護の爲めに嘗てベツカリヤやヴォルテールによりて確立されて尊い人道的精神の概念的束縛から今尙ほ脱却し切らない刑事訴訟の理論家達がしばしば主張するような單なる一の防禦方法たるに止まるものではなしに、同時に一つの證據方法たるべきものである。

被告の訊問は彼の人格の道德的及社會的性質を確認するための一つの淵源なのである。それ故に訊問は常に刑事心理學的及び裁判心理學的所與を基礎とした組織的方法に據るものでなければならぬ。裁判心理學——訴訟手續中に於ける被告として犯人を研究するかぎりに於て——及び刑事心理學——犯罪の實行者として、從つて犯罪の實行前及び實行中に於ける彼れの生活行動を素材として犯人を研究するかぎりに於て——は犯人の生物心理的與件をより精細に、より確實になすべき最も有效なる手段として、是非とも在來の經驗的印象乃至常識的直観の方法に代らねばならない【註六】。

【註六】 M. Lasonder, *Bevoegdigheden en de strafrechtelijke Behouding*, 1908, II, 49 vize.

六

現時の刑事訴訟に於ける被告の心理的、社會的條件を確認する方法は極めて不完全である。そこには科學的基礎が缺けて居る。被告や精神病的鑑定に附する場合の外、豫審

判事又は公判判事が被告の生物心理的及び社會的人格を吟味する素材は、結局、捜査記録身分帳簿乃至犯罪名簿の範圍を出でない極めて非科學的な與件若しくは證人の供述による多少とも漠然たる斷片的經驗事實である。加之、かくのごとき與件を基礎として行はるゝ被告の訊問に就きては、無罪者の場合と有罪者の場合とに於て、一つの根本的異相の認められることを注意せねばならない。

前者は常に自發的に眞實を供述するそれが彼れに取りて不利益であるかに見える場合に於て、すなわち。彼れは犯罪中及びその前後の状況に就きての供述を變更するものではない、無罪者に就きこの心理的一般傾向に反するかに見える事例が往々にして見出されるのは、屢々、自白乃至供述を強要する捜査機關の不合理なる捜査方法の責に取せらるべき場合の尠くないことを注意せねばならぬ。しかし彼れの供述は往々にして不確實であるかに見えることすら尠くない。そして判事又は檢事の鋭き訊問に對する彼れの答辯は屢々、曖昧であり、又はしどろもどろであることとする罕れでない。何故なれば、眞實は極めて屢々却て最も不確からしく見えるものだからである。

これに反して、眞の犯人は殊に累犯性犯人に於て常に凡ての訊問に對して即答する。彼れの答辯振りは如何にも鮮かである。彼れの供述は如何にも確かさが見える。しかしながら彼れは直接又は間接に彼れに不利益となるべき事柄を決して供述するものではない。

彼れは決して自から進んで發言しない。彼れは常に裁判官の口裏を搔かうとする。彼れの供述は常に小差しであり、片片的であり、そして變通の自在を有する。

嘗てフェリーが言つたがように、實際公開と非公開とを問はず、無罪の被告がその訊問に對する辯護振りは、恰も燕の飛翔にも比すべきものである。彼れの供述は終始一貫して直線的であり、眞摯である。之れに反して有罪の被告のそれは恰かも蝙蝠の飛翔に類する。その供述は常に曲線的であり、稍妻形であり、そして變幻自在なのである。それにも拘らず犯罪人の心的不完全は——犯罪の新たな形式を創案し、實行すること、に於て、殆ど天才的才能を發揮するほどの犯人に於て、すなわち——就中本能的及び習性的犯人に對して刑事心理學の證明する根本的與件である。これに反して、機會的犯人の供述は無罪犯人のそれにより多く類似する。加之、そこには更らに所謂癡狂性犯人乃至半狂性犯人と名づけらるべき範疇を存する。これ等の犯人に對しては、道德的責任の原則によりて、無罪か若しくは著るしき刑の減輕が要求され、そして彈劾者と防禦者との間にしばしば一種の劇的辯論の機會を與へるものである。この微妙なる被告の供述心理を正しく理解し、彼れの生物心理的及び社會的要件を精確に評價して、そこに個別化の基礎を見出すがためには、決して單なる法律的論理の展開と裁判官の明識とを以て足れりとしなす。そこには明らかに極めて廣汎なる科學的基礎と組織的方法とが必要とされる【註中】。

七

將來の刑法に於ては所謂「正則人」(Hommennormal)の觀念は最早維持しがたい、この觀念は、要するに、共通の尺度として人間の凡てに適合する一個の典型を作出せうとした古典的精神の産物にすぎないのである。若しも之によりて凡ての犯人の責任が評價され、刑罰が量定され得るものであるならば、勿論刑事裁判の様式は著しく單純化されるであらう。この場合、刑事裁判には結局、この共通の尺度に對比して犯罪人を構成すべき邊差の度を量定するに堪能な幾何學があれば、恐らくそれで充分なのであらう。しかしながら現實の人間には、決してかくの如き普遍的な範疇に當て嵌まるようなものは恐らく一人として存在しないのである。また假りにかような概化の試みが可能であるとしても、我々が現實の生活に於て最もしばしば遭遇するものは、決して正則人ではなしに、却て反則人なのであらう。そこでは非常識者、淺分曉、懶惰者、熱狂家の類から、心的缺陷者、道德狂、瘋癲、白痴の類に至るまで、不完全狀態乃至缺陷狀態の無限の段階が存する。従つて刑事裁判に於て、各個の差別的價値を劃一的評價の一單位に飯納し、若しくはその一單位から演繹する譯には行かないのである。凡ての人間を十把一からげに、一つの單位に統合

して、有責なる正則的犯人と然らざるものとの間に、一刀兩斷的の境界線を引いたことは明らかに傳統的刑事裁判の大きな過失であつた。かくの如き定型裁判が絶へず化成しつゝある生きた實在の流動性や、雑多性や、複合性に適合しようとは、如何にしても考へられないのである【註八】。

それ故に、若しも刑事裁判官が犯罪に對する社會防衛の眞に有效なる事業を遂行しようとするならば、彼れは決して單なる法律家として止まる譯けには行かない。刑法は市民相互間の法律關係(私法)若しくは市民と國家との間の法律關係(公法)を對象とするものではない。刑法の對象は刑を豫定された一つの令禁行爲を犯したる一つの人間なのである。而かもその人間は神祕なる自我の持主であり、あらゆる矛盾を包藏したる一生物なのである。犯人の道德的責任の確認と量定とは、獨り全能なる神の手によりてのみ可能なことであつて、等しく人間たる裁判官の到底實現し得ない一つのイリュージョンにほかならないものである。それ故に刑事裁判は單に犯罪の責任と犯人の人格とに對する評價の概算(approximation)でしかないのである。刑事訴訟は、犯人の多少とも危険なる人格を表現する行爲の確認を條件として、その人格そのものに適應すべき、従つて刑後に於ける犯人の社會的再應化を出来るだけ確實ならしむべき刑罰その他の處分を保障する比較的正確なるアツプロキシメーションに達するために物的及び人的證憑を蒐集し吟味し、そして判定するの範圍を出でないものである。

しかしながら、この評價のアップロキシメーションにしてもこれを可及的正確ならしめむがためには、そして刑事裁判を徒らに一個の人間の事業の幻滅に飯せざらしめむがためには、刑事裁判官には極めて廣汎なる人間の知識が豫想されねばならない。何れにしても彼れは、法律的實在としての犯罪及び刑罰の觀念に膠着した單なる抽象的論理の傳統的習慣から速かに解放されねばならない。刑事裁判官に取りてより多く必要なるものは法律的論理ではなしに、實在的知識である。法律的分析以外に、尠くとも刑事人類學的及び刑事社會學的與件の利用を豫定することなしには、上記の意味に於ける刑事裁判は到底不可能なのである。

理論家は刑事訴訟の方式を彈劾式 (*forme accusatoire*)、糾問式 (*forme inquisitoire*) 乃至折衷式 (*forme mixte*) に區別する。しかしながら、この區別は上述の意味に於ける生きた人間としての犯罪人の真相を明らかにするためには、本質的に何等の關はりあるものではない。將來の刑事訴訟の方式は必ず一の技術的方法であり、そしてその方法は必らず科學的に基礎づけられたものでなければならぬ。

こゝに於て將來の刑事裁判に於て最も必要なる改革の一つは刑事裁判官と民事裁判官との間に、截然たる職業的區別を認めることである。而かもまた刑事裁判官の間に於ても、豫審判事と公判判事との間に於て、等しく職業的區別が認められねばならぬ。

兩者に必要なる技術的智識、そして就中その裁判心理及びその審査の方法は全然

異つたものである。善良なる民事裁判官なるがためには、私法の知識と「法律的論理」とを以て足りるでもあらうが、しかし刑事裁判官たるためには、決して單なる刑法上の知識と法律的論理とを以て足れりとしなす。ゆれの任務とする犯罪に對する社會防衛は犯罪を定命する原因が何であるか従つてまたこれ等の原因を撲滅し若しくは緩和するに可能なる手段が何であるかを、より精確に認識することを條件としてのみ初めて有效となり得るのである。それ故に刑事裁判官に取りて就中必要なる知識は刑事人類學であり、刑事心理學であり、刑事社會學なのである。刑事裁判官は法律家たるよりも、寧ろより多く心理學者たり、社會研究家たり、教育家たることを要する。彼れが常に一個の深刻なる心理研究者であることは、彼れに取りて絶對的に必要なる資格とされねばならぬ。刑事裁判官は單なる一個の法律技術家ではなしに、人間性そのものゝ研究者であり、そしてまた同時に、彼れ自身が全的に人間たることを要するものである。この點は刑罰個別化の制度に於て、是非とも將來の改革に待つべき必要あるものであらう。

【註八】大正十一年四月「大觀」所載の拙論「社會防衛の哲學と刑事裁判」(七)(八)參照。

八

刑の個別化に關する將來の立法上の改革に於てその核心と成すものは、刑事裁判の對象を成す犯人の生物心理的知識を體系化して、刑事裁判の科學的基礎を與へ、被告人の人格の評價に對する生物心理的與件の利用を一つの組織的事業たらしめることに存せ

ねばならないのは、上記の所論から生ずる當然の飯結である。』

この點に於てフェリーその他の提唱する所謂「人類學的調査簿」(Bulletin anthropologique)の制度は、確かに將來の改革の上に考慮を値するものであるように考へられる。蓋しこの制度は主として小學兒童の全部に對し、一定の人類學的調査項目(questionnaires anthropologiques)に從つて學校醫としての特定の専門家の手により就學期間の全部を通じて人類學的調査を間斷なく個別的に行ふことを趣旨とするものである。そしてこの人類學的調査には大體大ぎの目的が認められることになるであらう。

(一) 知力的及び道徳的に正則的發達を爲せる兒童と然らざるものとの區別、及びその發達の遲速による區別。

(二) 學習能力及び作業能力(手工的、知力的、科學的、技術的乃至美術的)の點から觀て、各兒童の生理的及び心理的根本特性の評價。

(三) 中等學校、普通實業學校又は工場若しくは自宅に於て、尙ほ卒業後の小學兒童に對しこの組織的觀察を繼續すること。

若しこの考案が實現されることになれば、各被告毎にこの人類學的調査簿を附し、豫審公判及び刑の執行中に於て、被告又は受刑者の人格を科學的に觀察せしむるために、有效なる資料を供給し得る譯けである。即ち多少とも大なる犯人の人格的惡性を評價し、そして社會的保全目的に於て、刑及び刑の執行をこの危險狀態に適應せしめるために、言ひ

換へれば、若しもそれが改善不能者に關する場合には、不定期に彼れを社會から離隔する趣旨の處分を選び、若しもそれが一つの機會性犯人若しくは激情性犯人にすぎないとすれば、從つて累犯的危險の僅少なるものであるならば、彼れに對しては専ら社會的再應化の方法を選択する等刑の個別化のために、この資料が極めて有意義なる寄與を爲し得るものであることは、蓋し疑いない。

加之かくのごとき個別的調査は、犯罪的素質を有する道徳性の缺陷者又は不正則者に對して、一般に有效なる監督方法の實現を可能ならしめる點に於て極めて重要な意味を有するのみならず、また積極的に各個人の差別的價値に從つて、その最善なる社會的利用を可能ならしむべき一般國家目的の有効なる實現に寄與し得る點から見てもかくのごとき調査は極めて有意義なことゝされねばならぬ。

現今何れの國の學校制度に於ても、この考案は既に部分的に實現されて居るのであるが、しかしそれは殆ど絶對的に教育的見地に基いたものであつて、正則者に對する爾後の社會的利用と非正則者に對する犯罪的豫防とに貢獻すべき人類學的見地は全く閑却されて居るのである。

既に學齡兒童の凡てに對して義務教育制度を有し且つ或る程度に於て兒童の能力を査定しその生理的狀態を調査する制度が——假令部分的であり、且つ極めて不完全なる形に於てゝあるにしても——行はれて居る我國に於て、上記制度の實現を期することは

決して不可能事でないのは勿論、また必ずしも非常なる困難を伴ふものでもないかに考
られる。この點もまた將來の改革に於て、是非とも考慮さるべきものであらう【註九】
【註九】 Enrico Ferri, *Utilisation des dominus op. cit.*; Vorace, *Les bases rationnelles d'une classification*
des delinquants, 1911.

本論は當然行刑上の個別化にまで論及し、殊にその科學的基礎に就いて説明する豫
定であつたが、余りに長きに失する嫌ひがあるので、一と先づこれに止めてその部分は別
論に譲ることにした。(完)

作業技師新設に就て

有馬 四郎 助

從來刑務所の作業が、行刑との關係に於て如何なる地位を占めて居つたか。此の點に
就て一考察を下し、然る後今回作業技師なるものを新設せられたる所以に言及するは、極
めて必要の事と信ずる。

作業技師新設の此の場合に於て、若し單に刑務所作業の收入を多からしめん爲の一方
法に過ぎずと輕々に看過するが如き事あらば、夫れは非常なる淺慮であつて大なる時代
錯誤たるは謂ふ迄も無い。此の場合に於て其の衝に當る作業技師は勿論、其の他の刑務
官は森嚴に其の由來と將來の抱負とを深く考慮する所が無ければならぬ。然らざれば
折角の制度も畫餅に屬して前後何等の變化を見ず、依然として刑務作業は見苦しき舊態
の域を脱する事は出来まい。吾人の杞憂とする所は、世の習に鑑みて殊に今日の半可通
病に侵され易き世相上より觀て、此の度の制度改正が單なる作業發展の爲、若くは立看板
的の政略に外ならざるが如く思惟し去る等の事もあらば其の弊害の及ぶ處只に收入増
加を見る能はざるのみか、却て事務進行上の障害となり、延ては收容者の感化訓練の妨げ
となるは疑ひない事である。彼れ是れ思ひめぐらせば、折角改善を企て、も其の結果は
却て改悪となる事例は世間に尠くない事であつて、是等は孰れに原因するかと謂へば、要
するに計劃のみを立て、之れが實行上の第一歩に誠意と熱心とを欠いた爲と謂ふの外
は無い。

二

行刑と作業の關係に就ては既に定論のある處で、今更絮説を要しないけれども未だ必
ずしも吾人の見解と同うせざるものなしとは云へない故に、茲に聊か所見を述べなけれ
ばならぬ。吾人の見解に依れば行刑は生活本來の使命を離れて成立し得るものでない。

行刑は元此の使命を果たさしむべき可能性を有してこそ、始めて行刑の意義を全うし得るものである。若し聊にても此の一條件を欠くか、若し聊にても疎遠の關係に在るならば行刑は到底完全なる目的を達することは出来ない。生活の本義とも謂ふべき作業即ち労働をば、其の一要素と爲なければ行刑は根本より成り立ち得ない事は正に前述の通りである。行刑は一面より見れば、受刑者をして正しき生活の常道に據らしむ可く、之れを教導する所に於て始めて其の意義を爲すのであつて、而して生活の常道は其の使命たる労働、即ち作業を正當に勵むの義に外ならないのである。此の點から考察し來つて、作業は實に行刑上の大なる要素と謂ふべく、若も有意義なる作業、言ひ換へれば生産的の活潑なる、而も潑刺たる經濟的の作業に依らしめねばならぬ。若し作業にして萎靡振はず、不生産的なる労働若し不衛生なる業務、又は不道德なる勞作に當らしむる等の事あらば、又之れ行刑の本義に悖り其の權威を失却するのである。茲に於て作業は單に儲からんが爲に課するものに非ずして、行刑の本領を全うせん爲に是非とも之れを發展振興せしめねばならぬ。

三

行刑と作業は斯くの如く一体を爲すものであつて、而して行刑の意義の存する所自ら作業は發展擴張を來たさねばならぬ道理である。此の見解と確信とを以て作業に當るならば、最早到底現在の有様に満足する事は出来ないもので、之れを改良改善する爲に是非

とも新しき設備と方法を以て、一新勢力を加へるの時機が今日に及んだ次第と申して宜からう。即ち其の新勢力中に第一に必要なものは、之れに相當なる知識と技術とを有する有能の人物を以て之れに當らしめる所無くてはならぬ。當局が茲に見る所あつて百方畫策遂に技師設置の事を斷行せられたのも、誠に時代に適合せる大英斷と申して差支へは無い。されば行刑の衝に當る職員も凡て茲に深く顧る所あつて、作業進展と行刑の充實とを相結合せしむる爲に此の際一段の注意と努力を加へねばならぬ事と思ふ猶繰り返して置きたきは作業は行刑の唯一の要素であれば、其の執行の目的を達する爲に、行刑官は是非とも其の全力を茲に注ぐ所が無ければならぬ、即ち熱心實意に之れが進展を計らねばならぬ。若し此の一事に冷淡であれば行刑其のものゝ意義を悟らず、不忠職の罪を免れぬ次第である。苟も茲に責任の感あらば、手を拱いて作業を今日の儘に放任するが如きは到底忍びざる所である。況んや夫々専門の技師新設せられたる今日に於て到底安閑たるを許されぬ事であるまいか。

四

扱斯くも大切な刑務作業の充實發展に就ては、色々の方法手段を以てすべきは勿論であるが、何と謂ふても職員其のものゝ和合一致同心協力に優つて之れを達成するものは無いのであるから、此の度新勢力となつて職員に加はりたる作業技師諸君も、此の意味に於て同化する所がなければならぬ。若し水と油の如く異分子的色彩を以て互に相構

へる所のものもあらんか、夫れは前にも述ぶるが如く有益なる新勢力たらずして寧ろ有害の妨害物たらずとも謂へないのである。此の言たるや無稽の杞憂に屬するが如しと雖、而も實際の事勢に經驗あるものは必ずしも爾か輕視去る事も出来まい。詳しく謂へば職務規程の定めもあるに拘らず、其の權域を守るに於て兎角に過不及の弊に陥ること無しとは謂へぬ。實は有り得べからざる事の様であるけれども各人の思ふ所必ずしも一致せずして、或は權域を越えて他の職權を侵し、或は他より侵入せられ、又は當然の職責をも放任して顧みず若は不謹慎にして越權の働を爲し、其の他能を誇り名を貪り分を守らず專横に亘る等の事例は、實際を吟味し來れば決して絶無の事では無い。之れが爲に事務の統一を欠き威令行はれず事務の系統亂れ秩序亦立たず、詰り統卒者無き軍隊の如く支離滅裂の結果を見るに至るは明かなる所である。

五

作業上の指導者と謂へば、技師も技手も各其の職責のある所は同一で假令分業は免れずとしても、作業の發展充實詳しく謂へば能率の増進製品の優良同時に就業者の訓練上達等に就ては、其の責任者として之れが大半を負擔しなければならぬ故に其の作業の進否に就ては無論連帶責任者であつて、決して其の責を他に推嫁して恬然たる譯には參らぬ。果して茲に自覺あれば熱心自ら加はり來りて、職務上の成績を擧げる事に全力を傾注せずしては濟まぬとであらう。斯くも眞劍味になつて始めて適當なる名案も生じ適

當なる方法手段も發見せられ、其他改良發展に就き發見する所多かる可きは必然の結果と謂はねばならぬ。此の熱心と眞劍味を欠く時は却つて被指導者たる彼等に何等の興味を與へず適々熱心あるものも冷却されて、折角の眞劍味をも失はしめずしては置かない。申す迄も無く被指導者の上には常に指導者の陰が差すのであつて、其の熱心も趣味も亦技師も悉く其の影響を蒙らぬ譯にはいかぬ。此の點から考へても技師技手の責任の重きや少々の事で無い。而も心茲に存せず無意義にも只一時傭の夫れの如く、其の日仕事にお茶を濁す的の執勢振りを爲すが如きあらば、前にも述ぶるが如く彼等を善良に導かずして却て不善良に導く事になる。苟も被指導者を我が教へ子として其の將來の福祉を希ひ、救済を之れ旨とし、全身を彼れの爲に捧ぐる事を辭せずして竭す處に指導訓練の業は始めて成る事を牢記する必要があらう。

六

凡そ仕事を爲す人に口の人と手の人とがある。口許り叩く理窟屋に實務の擧る例が無い如く、技術上の事に就ても口辨巧に議論多き人には實際の技術に欠點無きを得ない事を見る。又之れに反して無口にして腕許り働かせる人は物の道理に暗く、仕事の順序を誤り改良進歩に欠點無きを得ない事を見る。孰れにしても一長一短を免れないが、然し何れに實益多く又何れに弊害多きかといへば、他の事はいざ知らず、刑務作業上に就ては、技師の人の方、實用多うして口の人には比較的實用少く寧ろ有害の場合なじとせぬ。

何故なれば刑務所は元來不言實行を標語として立つ場所だからであつて、詰り空理空論を避けて成功ある實生活に入らしむる事を先務となす爲である。殊に又受刑者其のものが口數多く駄辨駄説を事とするのが其の通有性であつて、其の爲に實際の技倆に力の抜けて實生活に妨害となること少々でない事に鑑みても、其の指導者たるものは頗る慎重に、寡言實行の徳を守る事最も大切であること、嗚々を要せない處である。然して又事務の進捗上最も望ましき事は理窟を多く言はぬ事、そして實行に敏速徹底なる事を本旨とすべきに、然も空理空論に日を送る事を事務の如く……高等なる事務の如く心得て、之れを得意とする如き爲態であつては、刑務行政の爲には甚だ忌むべき弊害と認めざるを得ぬ。之れは現代の傾向に鑑みて念の爲に茲に注意を惹いて置く譯である。

七

茲に「木の善し悪しは其の實を見て識れ」とある。之れは簡單ではあれど凡その物の判定品評には適確な着想である。茲に於て作業の指導宜しきを得るや否やを知るには、只其の方法や手段の功拙を見て定むべきものでなくして、作品の良否を見て後之れを定むべきが至當であることを認めねばならぬ。即ち俗語にも「細工は粒々仕上げを見やれ」と調ふ通りである。其の良結果を見ないものは如何に精功を極め見榮の立派なるもので、夫れは一時の夢幻の如きもので人を瞞着するに過ぎないものである。眞摯なる人性の見地から之れ等正味なき夢幻的の品作は甚だ忌むべきものであつて、受刑者の指導者

としては最も避く可き事に屬するのである。世に學校教育に依りて學術上の知識を與へられたるものは、動もすれば口先きで以て人を教へんとし講釋ばかりすること、其の本務の如く心得て而して自ら手を下し足を動かし額に汗して實踐躬行を以て人を教へ導くことを忌み嫌ふの弊があると謂ふものがある。吾人は之れを聞くのみで未だ其の眞否を知らずと雖、難を避けて易に就き勞を忌みて逸を好む處の人情より考へ來れば、或は世に其の弊害無しとも保し難い。兎も角も刑務作業の指導役として立つ身にとつては、繰り返す如く斯かる氣樂な考を捨て、一大決心を以て實踐躬行を覺悟せなければならぬ。之れは或る人にとつては非常な犠牲かも知れぬ。否或る人とのみは言はず殆んど凡ての人に向つては、大なる犠牲の要求と謂つて誤りは無かううが、此の犠牲心なくしては全く世の指導役は務まらるので無く殊に刑務所に於て然りである事を斷言する。

八

刑務作業の指導役としては、特別に指導上の二項目として配慮を要することの大なるものが茲にある。夫れは素品の節約法と機械の保存法である。此の事が俱に經濟上に大なる影響あるは謂ふ迄でも無いが然し、刑務所に於ては所謂お上仕事であつて或は之れを大名仕事とも謂ふのであるが、其の心は謂ふ迄も無く損得にお構ひ無しと謂ふ氣前になるのが長い間の習慣の生む所であり、今は牢乎として抜く可らざる程になつてゐるのが刑務所一般の通態である。斯くて此の習慣がある爲に彼等自由の身となつた其の

曉に、如何に處世上の妨害となるべきか或は只此の習慣の爲に落伍失敗者となつて、再び刑務所へ舞ひ戻るの因とならぬは無いと謂つてよい。故に刑務作業の指導上に於ては刑務作業其のものゝ利益打算上より注意すべきのみならず、彼等將來の爲に是非とも此の一事を矯正指導することを極力務むる所が無ければならぬ。兎角技倆の指導者は此の一事は殆んど我が領分の外の如く心得て、餘り深く意を止め無いかの様に思はれるものがある。所で前申す通りの重大關係があつて見れば、之れは決して領分外の事ではないのみか、寧ろ其の重なる事項の一つであることが明かである。故に細心注意して監督を加へ、之れより生ずる利害損得の關係を説示し、現在のみならず將來の爲に之れを大切にし、又は濫用せざる様に其の悪習慣を矯める事に力を致さねばならぬのである。此の邊の事から謂へば、工場經營の大体の知識をも必要とする譯であつて隨つて老熟せる實地經驗の貴き所にも亦明であらう。

九

工場經營の知識に就ては右に言及する處があつたが、之れは又是非とも作業指導者の考の中より欠いてはならぬ一大事項である。工場經營と謂へば、工場全体の全成績に着眼して之れが隆盛ならんことに思ひを致すことである。言ひ換へれば己れの持ち場だけを世界と見ずして、刑務所全体の作業を大局より打算して常に勝利あらしむることに専念するの謂である。故に夫れが爲には目前の小成功を急いで將來の大成功を疎かに

する様では不可ぬ。況んや己れの功名のみを貪つて他を嫉む等のさもしき心あつてならぬ事に於てをや。功を急ぐは失敗の因と謂つてあるが如何にも工場の經營に於て然りであることを忘れてならぬ。元々功を急ぐの心は小心者の短慮短識に出づること、到底大事業の効果を收むることは六ヶ敷い譯である。苟も刑務作業の如き其の性質と並に其の目的から謂ふても、特に基礎ある計畫を立て永久に亙りて鞏固なる經營法に山らねばならぬ筈のものである。從て宜しくその將來を達觀して利害を打算し遠大なる計畫を立てることを其の任と爲なければならぬ。然るに動もすれば國家歳計予算に於て、事情の許さざるものあり、餘儀なく其の計畫を擲たねばならぬ事に遭遇するものも、刑務作業の常に振はざる一元因とみて差支へはあるまいが、さりとして又其の本來の理義をも捨て、單に目前の經營のみに離脱たる事をも許されまい。要は苦しき歳計豫算の中に於て猶可及的に遠大の計を立てるを、本來の趣旨とせねばならぬ。既に之れを趣旨とせば其の事に當る刑務官としては常に其の設備の爲に費用を惜んで、而して目下の收支のみを都合よくすることのみを念としてはならぬ。

十

功を人に譲り己れ其れに居らずとは古聖の教へる所で、今日の所謂紳士道の中樞とも謂ふ可きである。是れ等は以て刑務官の本領と爲す可きものと謂つて宜い。そは兎も角も此の刑務の一成績として最も目立つ所の作業の夫れについても、若しも己が功名心

に燃ゆる人であつたらば、勢ひ只自分の成績を良くし將來の他人の名譽に相成ることの如き、之れを顧るの暇なきは勿論であつて、かゝる心の人々に向つて今日の遠大の計畫をせよなど、謂ふことは、頗る無理の注文かも知れない。然し斯る人あるを假定することすら吾人は今日の刑務官を尊重する所以でない事を信するが故に、或は時代離れの迂論など、囁ける人も有らんかなれども、吾人は断じて之れに辟易し其の所信を曲げたくは無いのである。即ち吾人は固く信じて將來の人の爲に其の功を立てしめる念慮からして已れの功に歸せざるを恨とせず、何處々々までも國家經濟の爲並に行刑完成の爲に將來の基礎を据える事に務めねばならぬ。而して今や之れに向つて共鳴せざる人無きを確信して疑はぬ所から、敢て今茲に此の説を爲すものである。説き來つて茲に到り新設の作業技師諸君と俱に一致協力更に陣容を整へて刑務發展の一新時期を劃せんことを思ひ、勇心勃々禁じ能はず、吾人は衷心より新任技師諸君の門出を祝し、其の健康を祈るものである。

と業職の庭家 率亡死の兒乳

大阪市七千九百六十七戸堺市六千九百三十六戸、について調査の結果、その百分比によると精神労働の家庭は大版一三・九パーセント、堺一・三パーセント、筋肉労働者は大版一五・二パーセント、堺一七・三パーセントを示して精神労働の方は大阪の率亡の一ばん高いのは筋肉労働者、賃庶座、職人、屋内職人などである。

資 料

保 安 法 に 就 て

(Das Problem des Verwaltungsgesetzes)

Henni Lehmann

獨乙に於ける保安法の問題は最近に至つて保護方面並びに立法方面で屢々論ぜらるゝ所であつた。人々各方面で此の問題の解決に近づかうと試みてゐたのである。現在獨乙公私保護聯盟 (Deutscher Verein für öffentliche und private Fürsorge) から發布せらるべき保安法の第三章案が立案されてゐるが、尙ほ未だ終局の十分な解決は見出されてゐないのである。此の問題は一般社會的に重要な意義を有してゐるのである。何んとなれば社會は斷えず怖るべき出來事によつて脅威さるゝからであらう。

あつて、諸新聞紙は繰返し「何故にかゝる人々を適當な施設に收容しなかつたか」といふ質問を發して已まないものである。然しながら不幸にして多くの場合かゝる收容 (Unterbringung) は法律上規定せられてゐないのである。

保安 (Verwaltung) と云ふのは所謂「反社會的」(“Asozialen”) な人を箇人的並びに社會的生活の普通の形式から隔離することである。即ち或人の行爲が眞面目と考ふることでない時に、その人の箇人の自由に

干渉することである。で、どういふ人を「反社会的」であると呼ぶかと云へば、自己又は他人に對して危険又は重大な損害を及ぼさないように自分の生活を營むことのできない人をいふのである。かゝる人は、外部から見ても異常な點 (Abnormität) を認むることができなくともアノルマルなものと呼ばなければならぬのである。この異常性は一方に於ては自己の判断に従つて意志を決定する能力を欠き、爲めに強烈なる衝動に堪える力のない事をいふので、他方に於ては判断力の闕欠で、爲めに生活上の精神的又は道德的の關係に對する認識力の薄弱なることを云ふのである。此等の精神上の欠陥を生ずるのは、天分 (Veranlagung)、環境 (Umwelt)、機會 (Gefallenheit) の三つの事情が集つて、相互作用する結果に外ならないのである。保安の本來の目的は、一時即ち必要な場合繼續して意志の抵抗力が勝を占めんと見ゆるまで此の機會を絶縁することである。

今日保安處分の形式には三つある。保護感化 (Fürsorgeerziehung) の三つの事情が集つて、相互作用する結果に外ならないのである。保安の本來の目的は、一時即ち必要な場合繼續して意志の抵抗力が勝を占めんと見ゆるまで此の機會を絶縁することである。

ある。拘禁刑 (Gefängnisstrafe) を古い刑法の觀念によつて報告並びに威脅の手段 (Vergeltungs- und Abschreckungsmittel) とすか、はた又た新しい觀念によつて改善並びに感化の方法 (Besserungs- und Erziehungsmaßregel) とすかは敢て關する所ではなし。

保 是に於て保安法 (Verwahrungsgesetz) を適用せらるべきものは保護感化も精神病院も刑務所も問題とならぬ人々である。特に保安は出來得るだけ感化方法で治療に方法であつても差支ないが、決して處罰方法であつてはならないのであるから。多少なりとも感化並びに治療の可能な場合には、保安は特に重要なものとなるのである。此の事は保護感化の終了即ち滿十八才乃至二十一才に達して尙ほ且つ危険性の除かれざる少年にして、更に二十五歳に達するまで保護 (Bewahrung) することができれば必要な堅忍不拔の意志を養ひ得ると思はれるものに在つて特に然りとするのである。何んとなれば尙ほ危険の含まれてゐる此の年頃には、發達盛りの性の衝動が

sorgeerziehung) 精神病者の監置 (Unterbringung des Geisteskranken)、拘禁 (Verwahrung des Verbrechers im Gefängnis) 即ち是れである。尙ほ各聯邦に於ける勞役場 (Arbeitshaus) に於ける保安處分がある。保護感化といふのは其名の示す如く、感化方法である。故にこれは學齡 (Erziehungsalter) の滿了即ち滿十八才を以て終るのである。或る二三の場合に限り二十才に達することがある。次に精神病者の監置 (Urenverwahrung) は醫學上の治療方法で、不治の場合には不治の患者自身又は患者に對して社會を防衛する保護手段である。茲に已に保安の問題に兩面の存することを示してゐるのである。一方には箇人の利益の爲めの保安で、他方に於ては他を保護する爲めに一般危険性 (Gemeingefährlichkeit) あるものの保安が問題になるのである。固より實際生活に於ては此の二つの條件は屢々混同してゐるけれども、根本の區別は茲に存するのである。第三に犯罪人の保安 (Fehlverhalten) は一般的危険性あるものに對して社會を防衛する方法で

往々にして運命的な重大な役割を演ずることがあるからである。反社會的 (Asozialität) の形成せらるゝのは實に此の年代で、普通男子に在つては犯罪行爲となり、女子に在つては賣淫の生活に導き易いのである。而して此の二つは反社會性の最も顯著なるタイプで、特に少年に多く見る所であるが、尙ほ浮浪癖の如き、飲酒癖の如き且つ往々中年以後に現はるゝ或種の猥褻行爲 (Stitchkaltverbrechen) の如き等しく此の反社會性の悲しむべきあらはれである。

家庭に於けるフェルワールング (Familienverwahrung) よりも施設内に於けるもの (Anstaltsverwahrung) が遙かに有效であるとしても、凡て此等の範疇に屬する人々に立法上施設内に於ける保安を與へることができ得らうか。はた又、彼等の一身上の生活能様を自決するの權を奪うのはそれが箇人の利益のためにせよ、又は社會の利益のためなるにせよ、正當でありはた又必要であるであらうか。此問題は大部分の場合に肯定して差支

ないのである。精神の甚しく害はれてゐる、特に輕浮な無氣力な女子と同じく無氣力な男子をして保安に置いて賣淫と犯罪とより遠ざからしむるは、固より箇人のためでもあり且つ又た社會のためでもあつて、更に又た自ら危険に瀕してゐると感ずるものから自ら發意で保安處分が申請される場合も稀れではなからうと思ふのである。前掲の獨乙公私保護聯盟の最新の草案は單に保安に安さるべき人の箇人的利益のためにのみ立案されたもので、一般的危險性あるものは取扱つてゐないのである。これは或る場合に保安處分を受ける前に先づ犯罪者にならなければならぬといふことになるのである。

此の草案と同時に公にされた獨乙道德促進協會 (Deutscher Verband zur Förderung der Sittlichkeit) の草案は元來此の團體は賣淫の防止を目的としてゐるものであるが、社會に危險を及ぼすものをも同時に取扱はうとするのである。終りに獨乙刑法草案に單に累犯者並びに、飲酒癖ある犯人 (trunksuchtige Kriminellen) の

保安處分を規定してゐる

立法の要旨は、感化並びに治療上の保安處分なるにせよ、或は又た懲罰的の收容保護 (Unterbringung) なるにせよ、由て以て保安處分の命せらるべき根本觀念の確立であらねばならない。以前の草案では禁治産を法律上の保安處分の基礎としようとしたのであるが、然し今は再びこの條件は除かれたのである。その理由は一方に於ては禁治産に關する民法の規定はフェルワレンさるべき凡ての人を包括しないのと、他方に於ては禁治産によつて生ずる二三の制限は、フェルワレンさるべき凡ての人には無條件に必要ではないからである。獨乙公私保護聯盟の立案した最新の草案は輕忽に保安處分を與へないようにするために「危險又は棄育 (Verwahrlosung) を除去するに他の方法の存せざる時」(「Keine andere Möglichkeit besteht, diesen Zustand der Gefährdung oder Verwahrlosung zu beheben」) といふことを規定し、獨乙道德促進協會の草案の、一身を處置する

能力なき、又は他に危險を及ぼすべき精神病者、精神耗弱者、及び精神上並びに肉體上の欠陥の存するものとを區別して列記したるに反し、一般的の規定を設けてゐる。前の草案では、後見裁判所 (Vormundschaftsgericht) による——醫師の意見を徴したる後——裁判上の命令を根據としようとするに反し、後の草案では、區裁判所による——鑑定人の意見を聴取したる後——命令を根據としようとするのである。然しながら此の後のものは、保安處分の執行には保安官廳 (Verwaltungsbehörde) を、而してその取消には右官廳に附屬する特別委員 (Sonderkommission) の決定を必要なりと規定してゐる。かゝる草案の規定は重要な根本的の意義を有するのである。是れは裁判官にのみ屬する決定權の範圍で不斷起るものであつたが、何故に此の保安委員 (Verwaltungskommission) が單にその取消の場合にのみ參與して、原則として法律家ならざる分子に最初から保安處分の命令に關する決定を委任すべきではないといふ理由を見出すに

苦しむのである。「局外分子」(„Laienlement“) と云ふ語は嘗つては司法に關して使用されたものであるが、茲にはわざと避けて用ひられないのである。それは此の場合には最も廣い意味の局外者 (Laien) を凡ての社會階級から招致することを意味するのでなくて、法律に通じない専門家 (die Sachverständige) を意味してゐるからである。保安處分が感化並びに治療手段である場合は法律に通じてゐる裁判官と共に、感化並びに治療上の原則に關して専門家たるべき人即ち醫師並びに教育家たるの資格ある人々が保安處分について決定に與かるべきものとしてゐる。

保安の問題については尚ほ一層深い注意の惹かるべき點がある。元來、此の問題は無産階級 (Proletariat) に向つて特に重要な意味を有つてゐるのである。何んとなれば保安處分の裁判上の命令は本來がプロレタリアの家族を眼中に置いてゐることは明かなことであるからである。是れ一方に於ては勞働階級の如きかゝる反社會的

に流れ易い分子に對しては不幸な環境の及ぼす危険が他に比して一層多大であるのと、他方に於ては勞働者の家族は他の階級に於けるか如く私人の施設保護 (Anstaltverwahrung) に浴する機會が少いからである。要するに保安處分は保護感化 (Fürsorgeziehung) と頗る相似たものである。此の如き必要欠くべからざる法律に對しては出來得る限り人の名譽を傷けるような印象を除き去つて、純然たる保護並びに治療手段として觀られるように全力が盡されなければならぬのである。何んとなれば保安せらるべき人々は不幸な人々で天分と環境との犠牲者となつたものだからである。吾人が今日の場合同は刑務所に於ける保安處分 (Gefängnisverwahrung) を典型的な處罰手段として有つてゐる限り、之に似た個人の自由を羈束する方法は、渾て刑罰との不幸な類似を示すに違ひないので、裁判上の命令か存する場合に於ては特にそう取られがちなのである。かゝる名譽毀損といふような悪感情を出來得る限り最初より一般社會の自覺から除き得るためには、保安處分はその命令並びに執行

に關して、その特徴として全く治療並びに感化手段たるべきものとして受取られ得るような、態様が與へられなければならないのである。是に於てか、今度施行せらるべき法律中に、彼の憐れむべき人々に相應な生活形式の與へらるべき新設施をして、出來得る限り簡別化せしむる根本觀念の規定が望ましいのである。而して尙ほ保安處分の方法に關して、廣大な權限を各聯邦に與へるといふことも望ましいのである。更に茲に附け加へて言ひたいのは、戰爭の影響の、特に問題になつてゐる弱者 (Delben) 即ち裁判所でよく用ひらるゝ劣等者 (Minderwertigen) に危険を及ぼしたことの稀れではなかつた時に當つて、適當なる法律の發布が益々急を要すると云ふことである。

終りに費用の問題について一言してをくが、保安處分に關する費用はそれ自體、從來の犯罪又は反社會的行動によりて生じたものよりも多額に上るとは認められないのである。此の問題についても詳細な共和國法上の規定で根本觀念を据えて置かなければならないのである。

(Die Gesellschaft, August 1925)

海外時報

高まれる犯罪風潮

(アメリカ)

海 精到な犯罪研究をやつた或る雑誌記者が曰つたことがある。「今やアメリカの直面してゐるものは押し寄せる罪波ではなく、不斷高まりつゝある犯罪の潮である」と。而して凡ての新聞紙は期せずして一齊に此の語に同意してゐるのである、先日シカゴの或る夕刊新聞紙は——其日は別に人騒がせの事件のあつた日でもないのに——最初の二頁中の二段を除いて紙面は悉く犯罪記事を以て満たされてゐた程である。讀者は毎日の新聞紙に、六十人の

巡査を相手にピストル戦 ("Dies in Gun Fight With Sixty Police") とか、「強盗美人」 ("Pretty Woman Leads Hold-ups in Two Homes") とか、「四百弗で夫を殺させた妻の自白」 ("Wife Confesses Paying \$400

for Killing of Mate") とか、「質屋に押し入り六萬弗を奪つた強盗團」 ("Bandits Steal \$60,000 in Pawn Shop Hold-up") といふ、標題を見出さない日はないのである。然しながら昔の開拓當時のアメリカの邊疆生活に於ける無頼漢の兇行が當時の警備委員 (Vigilance committee) の手荒な裁判を惹起したように、今日のアメリカの諸都市に於て公々然行はれる強盗犯は、國民一般を警醒して今や犯罪に對抗する國民的な行動に出でしめんとしつゝある。

數日前白晝五人の強盗團はシカゴで一番流行る大ホテルを襲つて一人の番頭を殺して帳場の錢を奪つたが、「活動」に見るような追跡が初まつて、二人の賊は殺され二人は捕へられたのである。丁度此の事件が進行してゐる最中、ニューヨークでは近來のアメリカの都市の無秩序を防止するために國民犯罪調査委員 (National Crime Commission) を設ける下相談として、各方面の知名の人々が集會をしてゐたのである。此の集會に列つた人々

には、ニューヨーク州知事スミス氏、鋼鐵会社のエルバート・ギヤリー氏、前の伊太利大使リチャード・オツシュペーン・チャイルド氏、海軍次官のフランクリン・デー・ルーズベルト氏、及びアメリカン・ペンカース・アツツシエーション(アメリカ銀行業組合)の會長、ツクス氏等がゐた。アメリカに於ける犯罪の原因、成長、組織に關する實際の状況を一般社會に知らしむることを先づその事業の第一着手とする此の新団体は一齊に新聞紙から觀迎されてゐる。が、しかしまた其事業の困難なことも等しく認められてゐるのである。シカゴのイブニング・ポストは曰ふ。

「犯罪は近代の發明によつて容易になつた。銃器は攻撃に勇ならしめ、自動車は逃走を便たらしむる。近代文明の目を追ふて紛淆を來たし、嘗つて家庭に宗教に見出された節制拘束の漸くその力を失ひたることは、犯罪者を出だし易い原因となつたのである。近代生活の緊張と壓迫に堪へて行くことは、天分の貧しい機會に欠しいも

のには、きびしい試験と言はなければならぬ。」
アメリカの「犯罪首府」(Crime capital)と云はれるシカゴの一判事は、「殆んど武裝した叛亂といつても可い」と曰ふ。或は又たセントポールのバイオニア・プレッスの見る所によれば、「眞箇の事を云へば、合衆國は今や無政府に似たる状態に近きつゝあるのである。若し急に何等かの策が講ぜられなければ、その機を失するかも知れないのである。」

前の伊太利駐劄大使リチャード・オツシュペーン・チャイルド氏はサターデー・イブニング・ポスト紙上で最近の犯罪調査の結果を報告してゐる。先づ第一に彼は正確な統計が殆んど存しないと云つてゐる。殺人犯に關して手に入れ得る最も信すべき統計によれば、ニューヨーク及びシカゴに於ける殺人率は、ロンドンに於ける二週間に一件なるに對して一日一件の割合である。四千萬の人口を有するイングランド及びウェールズを通じて、一九一三年には殺人は二百件には上らなかつたのである。然

るに、「セントルイスだけでも誰の御世話にもならないで一九二四年にはそれ以上の成績を擧げてゐる」。アメリカン・パー・アツツシエーション(辯護士協會)の報告によると、一九二三年に終る十年間にアメリカに於ては十萬の人間が毒藥、ピストル、ナイフ、其他の恐ろしい方法で命を落してゐるのである。

チャイルド氏は曰ふ。「この數字は毎年殖えるばかりである。一九二三年には合衆國にたしかに一萬件の殺人事件があつた。一九二四年には一萬一千以上である犯罪数は人口に應じて増加してゐる。一九〇〇年に於てアメリカの三十都市の一組は人口十萬につき五件の殺人犯を出してゐたが同じ組の都市は現在では人口十萬につき十件の割合に上つてゐる。殺人は尋常茶飯事になつてしまつたのである。それはアメリカではブエツシュ(處罰)されずにすむからである。殺人から次に夜盜(Burglary)にうつて見ると、一九一九年にはシカゴに

はロンドンより二千件も多かつたのである。デトロイ

ト・クリーブランドの如き都市さえもロンドンに凌駕してゐるのである。同じ一九一九年の三ヶ月間にシカゴには六百三十六件のピストル強盜があつたが、ロンドンでは一ヶ月間に二十件より四十件の間を上下してゐるに過ぎなかつた。各國比較統計の中から一例を擧げると、一九一九年にはフランス全國を通じて辻強盜(Highway robbery)は僅かに二十九件に過ぎなかつたが、セント・ルイスでは一千〇八十七件、シカゴでは一千八百六十二件の多きに上つてゐる。夜盜保險の保險料金は十年間に五十パーセントの引上を見た、銀行業のオートリテイーに従ふと、犯罪による現金の損失は一九二四年には四十億弗に上り、統計家は警察費裁判費其他一切の犯罪による費用(Cost of crime)を約一百億弗に見積つてゐる。チャイルド氏は最後に、生命、安全、財産の一切の損失は、犯罪が處罰されずにすみ、然らざれば余りに軽く罰せらるゝの事實に歸因するのであると信じてゐる。

此の結論には新聞紙の大多數の一致する處で、ポスト
ンのポスト紙の曰ふ所はその代表的のものである。同紙
曰ふ。

「犯罪を防止するの唯一の方法は有罪のものを罰する
ことである。迅速に峻厳に罰することである。現在の
我國の弊弊は、悪むべき犯人を改悛せしむる (Refo-

rm) の道を講じ、かんでく在るべきものをして容
易に法を逃れしむるために、多大のドラと貴重なる時
間を空費してゐることである。犯罪學者、プロベーシ

ョン・オフイサー、並びに世人の注意を惹かんとあせ
つてゐる判事達は、犯罪は一つも眞に罰すべきものは

ないといふ思想を社會に吹き込まうと力めてゐるので
ある。彼等の頭には罪人を甘やかし、強盜兇漢の口實

を作る爲の理窟で一杯になつてゐるのである。而して
我等國民の大切な金錢をこのために費つてゐるのであ

る。
犯人に處するに別に新しい方法はない、幾世紀の經驗

イス紙は曰ふ。

「犠牲者なりとして犯人を甘やかして、合法的生活を
安全に營まうとする多數の權利を忽にする流行の似而

非保護思想に煩さるゝことなく、殺人犯に對しては飽
くまでも峻厳に法を把り、更に一層有効に現在の諸法

規を強制すること、是れが焦眉の要求である」と。
犯罪の増加について別な方面からニューヨークのプロ

ツクリン、イーグル紙は、「法律の犯さるゝことかくも甚
しきは、法律が多う過ぎるからである。吾人は全く多くの

新しい犯罪を造りつゝあつたのである。」と曰つてゐる。
セントルイスのスター紙は曰ふ。「禁酒法 (Prohibition)

が法律秩序の守護者たる裁判官警察官の困難を倍加した
ことはよく知れ渡つた事實である。斯法の如き誤つた禁

止法に反對するアメリカ人は好んで故意に罪を犯し、其
の悪化は青年をして無法無節制ならしむるのである」。

然しながら現在最も世人の注目を惹いてゐるのは、強
壓的の法律に對する反抗とは一見何等の關係を有つてゐ

は徒らに寛仁に失するの處置が一番悪いことを教へて
ゐる。法を破るものゝ怖るゝ處は迅速必至の刑罰より
以外にはないのである。善心 (Better nature) に訴
へて悪い行ひから改めさせようとしてもだめである。
彼には只だ一つの教訓みせしめが必要である——嚴た
るさばきである。

市民、陪審員、並に裁判官をして憚る處なくたゆむ處な
くその本分を盡さしめよ。犯人をして在るべき處に在

らしめよ。徒らに犯罪に對して寛に過ぐる勿れ。再び健
全なるさばきに歸れ、是れ病處に對する唯一の療法で

ある。」
此時に當つて死刑廢止聯盟 (League for Abolition

of Capital Punishment) が己に殺人犯者を殺すことを
止めた合衆國の中八州に其他の州をも加盟せしめんとす

る運動を起すといふのは頗る怪訝に堪えない處である
は、ニューワークのニューズ紙、フキラデルフビヤのイン

クワイヤラー紙等の曰ふ所である。ニューワークのニ
ないようなタイプ犯罪である。とフヒラデルフピアの

パブリック・レッツチャー紙は論じ、更に曰く。
「例へば情婦殺し、本妻殺し、又は、情夫殺し、本夫

殺し、並びに去年シカゴに於てレオポールド及びレ
プの二大學生によつて行はれた犯罪 (「智的興奮」 (In-

tellectual excitement) を味はんが爲めに一少年を
絞殺したる事件にしてレオポールド・レーブ事件とし

て當時アメリカの人心を驚倒せしめたもの) の如き
は、決して謂ふ所の反抗心から生じたものとは云へな

いのである。その他近來頻々として現出する青年の辻
強盜 (Street banditry)、商店荒し (Store hold-up)

の如きは禁酒法の如き特殊な強制法規とは大した關係
はないのである。むしろ此等の犯罪はアメリカを通じ

て凡ての階級に及ぼされた一般的な錯亂した精神状態
を示してゐると云へるのである。」と。

前記のリチャード・オツシュバイン・チャイルド氏は前
記紙上で、調査の結果最近十五年間に兇暴犯 (Crime

of violence) を實行するもの、平均年齢は十歳低下したと述べてゐる。インディヤナポリスのニュース紙は説をなして曰く

(Teterary Gigost, August 1925)

ゐないといふことである」と叫んでゐる。

刑務所の拂下げ

(イングランド)

「實際各都市に於ては警察は近來の青年の犯罪のために奔命に疲れてゐるのである。以前には夜盜強盜、ホールドアップの大多數は札つきの犯人 (Hardened criminal) で、その方法も一定してゐたのである。警察では大抵は彼等を知つてゐて、警察の主たる仕事といふのは知られてゐる悪漢に或る犯罪をふりあててることであつたのである。然るに今日は質の最も悪い犯人は大抵青年で、犯罪の目立つた特質ともいふべきものを示すような警察記録を有つてゐない人々である。最近インディヤナポリスにあつたように、ほんの子供が Hold-up man として犯罪生活を初め、長い間何人にも知られなかつたといふ例もあるのである」。

ワシントン・ポスト紙は、「當然算かれる唯一の結論は少年が然るべき方法によつて教育せられ、訓練せられて

諸新聞紙の記す所によれば、イングランドの犯罪状態は頗る良好で、記録は戦後犯罪増加其絶頂に達した以來大に改善せられたことを示してゐるのである。同時に一九一四年以來イングランド及びウェールズに於ける全刑務所数の三分の一に相當する二十箇所以上の刑務所が閉鎖せられたといふ事實は最も望みを屬するに足る事實なのである。然し、收容者数の減少は直ちに犯罪の減少を意味するものではないので、この改善進歩は犯罪人に對する行刑處遇よりもむしろ Probation (保護觀察) の制度の漸層的の効果に因るものとせられてゐる。ロンドン

ン・デーリー・エクスプレス紙に依ると、イングランド及びウェールズを通して現在使用せられてゐる刑務所は僅かに四十箇所に過ぎないのであつて、而かも此等のプリズンも満員ではないのである。刑務所の此の驚くべき削減は、此の新紙の云ふ所によれば、一九一三年以來拘禁に處せらるゝもの、數に於て七十五パーセントの減少を來した事實を反映してゐるもので、一九二三—一九二四年度に於ける受刑人口 (Prison population) の全數は十年前の十六萬七千人に對して僅かに五萬八千二百十六人なのである。

同紙は曰ふ。

「丁年者に對する保護觀察處分 (Probationary measure) 並びに少年に對するボルスタル式施設 (Boystal institutions) — イングランドのケント州のボルスタルに創められたる施設にして、十六歳以上二十一歳以下の少年 (Juvenile-adults) を收容しプリズンと Reformatory school (矯正學校) の中間に位するもの

である。一九〇二年十月の創設に屬する。——の適用

の益々擴張せられた結果、終に今日の如き受刑人口 (Prison population) の減少を見るに至れるものにして、特命刑務檢閲委員 (Prison Commissioners) — 特に國王の任命に依るもの () をして過去數年間已に不用に屬せるプリズンの閉鎖並びに拂下の政策を熱心に實行するを得るに至らしめたのである。エッセクス、サウホーク、及びノーホーク諸州に對して僅かにノーウキチ刑務所を除して、イブスウキチ刑務所は今週最後の受刑者にその門を開いたのである。月曜日及び火曜日には、數ヶ月前已に閉せられたるニューカッスル・オン・タインのカーリオル・スクエアの刑務所の不用に屬せる家具設置の大入札が行はれる筈である。禮拜堂 (Prison chapel) の什器も入札に付せられる筈である。櫻製の聖壇、椅子、同じくオーク製のオルガン、パイプ、ローマンキャソリック式アルター等か入札品目中に見出される。」

英國内務省の一高官の談として前記デリー・エクスパレッツス氏に掲げられてゐる中に次のような語がある。

「刑務所閉鎖の理由は單に刑務所へ收容せらるゝものが漸次減して来たために過ぎない。現代思想の傾向は有罪の宣告を受けた男女を改悔せしむるに在る。然しなからプリズンは犯罪を行った人をリホームしないのである。で、それは只だ最後の手段として存置すべきものと信するのである。

刑務所に收容せらるゝものゝ大に減少したのは、大體プロベーションの處分を廣く適用した結果に歸すべきであらう。プロベーションに付せられた人々には以前よりも一層多大の保護監視か與へられてゐる。十六歳以上二十歳以下の少年のチエール(短期刑務所)に代ふるにボルスタル・インステイチウシオンへの收容は今やその効果を收めつゝある。プリズン(長期懲役監)が只だ常習犯罪者(Habitual criminal)即ち矯正法の全く其效なき人々にのみ適用せらるる時代が来る

報 時 外 海

ことは疑ひもないことである。

予は更にまた之れ以上刑務所の閉鎖さるゝことは茲々暫くはあるまいと信じてゐる。刑務所の閉鎖は經費節約のために行はれたのである。」

デリー・エクスパレッツスによると、閉鎖された若干のプリズンは イングランドに於ける住宅難の甚だしき今日住宅として使用されてゐるのである。尙ほ、戦中多くの刑務所は陸軍省によつて、兵營として且つ戦争拒否論者(Conscientious objectors)を拘禁するために使用されてゐたのである。

一九一三——一九一四年度に比して一九二三——一九二四年度に於ける受刑者数の驚くべき減少は、同紙の次の表に示されてゐる。

泥酔犯(Drunkenness)	1923-24	1913-14
物乞及路・睡眠(Begging and Sleepgiant)	11,425	51,851
違警罪(Breach of police regulations)	3,046	15,019
.....	1,778	8,661

時以來著しく其数を減したことは確しかに認められてゐるのである。社會改良家はこれは行刑處遇(Prison treatment)よりもむしろ、プロベーションの漸く其效を奏しつゝあるに因るのであると信じてゐる。」

(Literary Digest, August 1925)

煙草に現れた 不景氣の波

この頃の煙草の賣れ行の大勢は一般的にいへば、口付煙草は減退して兩切はふえて來ました。さうして刻み煙草はやゝ頭をもちあげて來たといふ有様であります。また他の方面から觀察すれば上級高價品は少くなり、中級から下級品がふえて來ました。これは一般の經濟上の關係から來たもので、今まで上等な煙草をのんで居たものが一級下のものをのむ様になつたためらしいです。絶対數においては依然然數島が優位を占めて居りますが、前年にくらべると少しづつ減つて居ります。それに引きかへバツトは賣れ行がだん／＼よくなつて來ました。また刻み煙草では近來めき／＼と『なでしこ』が賣れ出して來ました。これなどはよく不景氣を裏書して居ります。

(專賣局煙草課長談)

報 時 外 海

此の世紀の最初の數年間に在つては、毎年人口十萬につき約九百人の受刑者を出したが、今日に於ては此のパーセンテージは十萬について百人余に過ぎない、大なる減少を見たのは固より泥酔犯其他の微罪の即決裁判に付せらるゝものについてであつた。同紙更には進んで曰ふ。

「然しながら受刑者數の減少は直ちに犯罪の減少を示すものではない。實に一九二三年には十一萬件の犯罪が行はれてゐることは警察に知られてゐるのである。此の數字は犯罪統計の行はれた過去十八年間で最高のものである。然しなから戦後犯罪増加の絶頂に達した

賣淫(Prostitution)	1,209	7,952
暴行加害(Assault)	3,083	8,666
竊盜・私物罪(Tarceeny, embezzlement) 12,129	19,126	
夜盜其他(Burglary, etc.)	1,734	1,900
謀殺・故殺・傷害(Murder, Manslaughter, wounding)	415	474

受刑者の感想を聞きて

(前號の續き)

香 川 生

拘禁區分に就て

獨居拘禁と雜居拘禁とは各利害があつて、得一失は免れぬ、先年物故された救世軍のブース大將(と記憶するが)は刑期の短い者に對しては、刑罰の威力は強く鋭くなければならぬと説かれたやうであつたが、我監獄法施行規則の獨居拘禁の規定にも其意味が含まれて居るやうに想はれる、併し今其の點を論評したくない唯監房でも工場でも之を區分し別異するに當つては刑期の長短ばかりでなく種々の方面から觀察して定めねばならぬが自ら囚はれの身となつたと假定し、渠等の友となつて渠等を改善するか渠等に感化せらるゝかといふ點をも考慮に加

へねばならぬと思ふ、著者は獨居拘禁と雜居拘禁に就てハツキリと利害を比較した感じは述べて居ないが、我々が願みねばならぬ節が少くはない。
私の眼に映じた中で最も危険性を帯びて居るのは、半年から一年位の短刑期者である、彼等は監内に於ける犯罪的虛榮心を涵養したるのみで、其結果の如何に恐るべきかを感得せず、漸期釋放となつてしまふ、之に反し長刑期の連中になると病氣とか懲罰とか種々の事實、境遇の變遷に遭遇して、自ら精神的に反省するやうになる。

現在に於ける建築では獨居も雜居も大差がない、文字通りの獨居拘禁は六ヶ敷い、獨居房では連絡や共同的反則行爲は出来ないが、個人的犯則行爲なら獨居房でもやり得るのである。
在監者は各方面の人間が集つて居るのであるから、雜談を交

受刑者の感想を聞きて

はして居る中に各種各様の感化を受ける事は否定されぬ事實である、雜居房は大魔窟とも大修養所とも云へる、此の雜居房は各人の精神如何によつて惡化もすれば淨化もする、一人でも高潔なる人格者(罪を犯した囚人に人格者もおかしいが)が居ると、周圍の者も徐々に其の感化を受けて良くなるが、之に反して惡い奴が居ると周圍の人が惡い感化を受けるものである、此の雜居房を利用すれば、囚人の教化には最も有効である、丁年未滿或は二十五歳未滿といふやうに區別しないで、壯者も老者も同居させて、思慮分別の増進を計つたらよからうと思つて居る、犯罪の教唆や犯罪の方法の研究などは雜居房の在る限り、絶対に無いとは云へないが、私の經驗に依れば、そんな事實は一度も見聞したことはなかつた。

此の高潔な人格者と稱する部類に屬する人は容易に得られるものでないが、數多の階級の集團であるから、選擇すれば必ずしも求め得られぬ事ではない、明治五年の監獄則に傳告者と稱する雜役囚があつたが、これを利用した結果は大に良い成績を擧げて、官吏の數を減じ得たと同時に之に伴ふ弊害もあつたといふことを聞いて居るが、渠等の社會上の地位や其才幹や識見や現在の情操に

於て秀でた處のり、他を誘導感化する力ありと認めらるゝ者があれば、之を擧用することは其當該個人にも彼を繞る多くの者にも行刑當事者にも利する所があると思ふ、傳告者なるものを廢したのは一には官權の蔭に隠れて自己の威を張るやうな弊害があり、一には拘禁の身である以上彼も我も平等で特殊の待遇を受くべきでない、傳告者の作す處は刑の執行を掌る人の仕事で、囚はれの身で同類の囚はれの人を制御するのは道理に外れて居るといふやうな理由であつたといふが、其役務の範圍や取締の方法等は充分研究を要することは勿論であるが、善く利用すれば官吏と受刑者の間柄よりも、渠等仲間は互に理解し且つ親しみも深いから、不言不語の間に接近し合ひ、總て自治の制に做ふて大小の事端をも解決するやうになるではあるまいか、敢て一考を煩はしたい。

懲罰の効果

私が何時も反則して叱責された後で考へると、何にも必要のない事を一時の客氣に驅られてやるのが多々あつた、然し懲罰

を受けて自重する者もあるにはあるが、それは極少数で多くは却つて自暴自棄に流れるやうである、初回の懲罰が原因となつて、見違へる程悪くなつたと噂される者を時折見ることがあつた、之に反し軽い叱責位で事が済むと、却つて良心に應へ將來を慎むやうになるものである。

受刑者の感想を開き

懲罰を課するの可否其の寛嚴の程度は之を受くる人を見て取捨酌量せねばならぬが、或犯則行爲には或種の懲罰を課すると、法令や準則で特定して置くといふことは適當であるか、適當なりとして豫め特定することは可能であるか、これは重大な問題であると思ふ、作業に關する犯則行爲には作業賞與金の計算高を削減するといふやうな處遇は犯則行爲に照して適當な懲罰のやうに思はれるが、其實結果を見れば豫期に反する事實が随分多い、これとて法規で爾ら限定してあるのではないが、そう斟酌するかと思はれる傾向が見える、これも矢張り人に依るべく必ずしも反則行爲に捉はれない方が宜いと思ふ、而して懲罰は之に依りて個人の反省を促し將來を戒飭すると同時に他の一般を警戒することを目的とするので

受刑者の感想を開き

ても甲乙を鑑定する標準がない、マア甲として置かう乙とするのが相當であらうと其時々々の眼に映じた料簡で定めるのであるから、毎時同一の人が検査して昨日と今日とでは同一程度の出来栄えでも鑑定の異なる事もある、そこで検査する人と検査を受ける者との間に物議が起り易い、それは數量を算盤玉で算出するやうに計數的に決定することが出来ぬからである、製作數量即ち一日製出すべき科程量を定め、其標準分量を製出したもの、製出せざるものとするは技術者でなくても一見直に算え得る事であるから、何時誰が検査しても同一であるから争の起ることもない、作業の勉否を見る標準としては此の方法は至つて簡單であるが、必ずしも正確な標準とは云い難い、けれども此の數量を標準とするのが簡單であるのと受負者と工賃を協定するのも數量を基礎とする場合が多いので、受刑者に對して作業を奨励するにも一定の數量で責めつけるといふ取扱をするのである、又製品の優劣に等級を付けても、甲種の品を五個製造するのと

あるが縱令、犯行爲があつても單に罰せずして徐に自省を促す方が個人に對しては目的に協ふと思ふ場合も少からぬ、此時これを科罰するか將來を戒めて已むべきか、行刑當事者の苦心の存する所である、著者が懲罰を受けて自重する者もあるにはあるが、それは極少数で多くは自暴自棄に流れる云々と言明して居るのは、我等も事實に見また履聞く處である、殊に受刑後最初の反則行爲就中初犯者の最初の反則行爲に對しては其の取調處罰には深甚の注意を拂はねばならぬ、受刑者と雖も我等と同等の智情意を有する人間である、相當の理性を有する以上其の人格を認めて處遇の途を講ぜねばならぬ、罰して治療するよりも罰せずして後を善くすることが出来るならば妙、之に過ぎたことはあるまい。

數じなし主義の作業

作業成績の優劣は製作品の優秀なる否と製作數量の多寡とを標準として判定するのであるが、製作品の優劣は技術者でないと判定に苦しみ、多くの製作品を比較し乙種の品を一個製造するのとは科程成績の上から孰れを否とすべきか、なか／＼實際には判定し兼ねることが多い、それで勢ひ、數量本位になつて受刑者に之を強要するやうになるのである、數量を澤山作り出すことを以て能事とするからには、精巧な品を作上げるべく技術を上達させることは出来ぬ譯である、此點に就て著者は次のやうに述べて居る。

能率本位と云ふけれども、唯物品の數を澤山に作上げることが意味するので、適切にいへば數じなし主義、粗製濫造主義とも云つた方が可いかも知れない、それで故障がなければ各自毎月多額の賞與金を貰ふことが出来て結構であるが、一方委託者や需要者にとつては、こんな迷惑な事はない、授業手は不良製品に對して、小言を駢べるが囚徒は平氣なものである、新入者が來ると、點檢さへ通れば大丈夫だから、擔當看守に叱られぬやうにした方が、あなたの爲め有利ですよ」と粗製濫造の智謀をつける。

技能優秀者即ち多量製作者には多大の優遇方法が講ぜられるが、一歩進んで少量優良品製作者に對しても、これと同様の好遇を與へ、優良品製作を奨励することは刻下の急務であると思

ふ、粗製濫造を續けて居る間は、監獄製品の向上は望むことは出来ない、遂には監内作業の根柢からぐらついて来ないとも限らない、讀者の一考を煩はずに足る問題であると思ふ。

實際の真相を穿つた事實談であり正常な意見であると思ふ、此の取扱は決して當を得たものでないことは行刑當事者能く熟知して居る所である、これは刑務所の収益の多からんことを計るのが一の原因であらう又受負者と賃金の取極めをするのに簡便であるのと従て利益を擧げ易いのと、作業能力を強要し易いからであらうが、一面大なる弊害のあることであるから、優劣な品を作り出すことに就て、一段の工夫あつて然るべく、受負者と共にその相談をして賃金の平衡を保つやうにするのも一方便ではあるまいか、官司業に就ても亦其點の改良が作業獎勵の大眼目であらうと思ふ。

食物は心の糧

食物に對して熾烈な慾望を持つことは人間の本能であるが、自由を拘束されて、單調、無趣味の生活をする人

煮にして味噌を加へるといふやうに調理に工夫するのである、此の工夫から調理された食物が、渠等が三度々々待ちに待つて樂しむものである、それが食思に適し疲勞を醫するに足ると感ずるとき、此に明るい心持になり勇氣づけられるのである、それで行刑當事者の周到なる注意に感謝する結果は、自ら作業に勵み紀律を守り眞面目な人間と成る階梯に進むのであつて、食物を離れて感化を説くことは難い事であると思ふ、其の重要な食物に就て著者は斯う言明して居る。

分量の少い上等の菜よりも多少味が悪くても、量の多い方が歡迎される、熱い濃厚な汁にありついた時は、思はず有難いと感謝する。

食時に際して殊に朝食の時、食事の準備が出来て將に食事を始めむとする時、擔當看守は作業個數控帳を手にして成績不良と認むる者の氏名代用の稱呼番號を讀み、讀み上げられた者は直に其席に起立する、多い時は二三十名少い時でも十名内外はあつた、先づ成績優良者に「喫飯」の號令が懸る、一同は熱い味噌汁を吹きながら吸ひ始める、起立した者は之を黙つて見て居なければならぬ、何たる慘酷な光景であらう、これは監獄

間に在りては、常に其の生活の變化を欲し、慰藉を求めらるに汲々として止まないとは受刑者全體の偽らざる告白である、著者は食事は彼等に心の糧を與へるものである、慰藉であり悅樂であると思へて居る、此の食物に就ては何れの刑務所でも十日分づゝの献立表を作つて、食物の材料を選び、品質分量を定め、栄養價を調べて保健に適する食物を給することに苦心して居るが、糧食は米麥五分五分の割合で米は下白米と限られて多くは外國米を用ゐるのと、副菜物は一日三回分で三錢六七厘乃至四錢位であるから、渠等の食慾を満足させるには甚だ困難である、それで按排して渠等の慰藉となり營養となる食物を給するといふ處に尋常ならざる苦心があるのである、其十日分の食物の種類品質數量が毎日同一であつては、慰藉とならず怡悅ともならぬから日々前日の品質數量とは異つたものを給する、若し同一種類の物を給せねばならぬ場合には、其の調理方を替へる、大根一本でも昨日は醬油で煮物としたならば今日は酢のもの、明日は干物にし甘

でなければ恐らく經驗することはあるまい。それから擔當看守は起立して居る者に對して一人／＼成績不良の理由を詰問するのである。

朝の味噌汁を待ち焦れぬ者はない、入監前は全然味噌汁を吸はなかつた者でも、汁が一番の好物として居る、沸立ての温い食物にありつく事は少いので、熱い味噌汁、殊に冬の朝の熱い汁を無上の樂みとして期待して居るのに、自己の作業不成績からは云ひながら、全く此の期待が裏切られて、生温い否冷い汁を口にせねばならぬといふに至つては、果して如何なる感を抱くであらう、賢明なる讀者諸君の判斷に任せたい。

味の良い物より悪くとも量の多いもの、甘いよりは鹹い方を好むといふことは共通性とも云ふべきで、常に献立の上に其の點を斟酌するのであるが、珍しい物、連日の物より異つた物を與へやうとすると、時に量の少いもの、味の異つた物が配合される事もあるのである、食事の時刻に前後をつけるといふ處遇振りは、作業成績の不良な者に警告する即ち作業獎勵の一方法であらうが、これはチン／＼お預けといふやうな、人格を蔑視した扱であるまいか、恐らく斯様な處遇振りをする刑務所は他に

は無からう、縦合これありとも私は餘りに杓子掟規の理窟を付けた取扱であると反對するに躊躇しない、著者の懇ふるが如く私も賢明なる諸君の批判を乞ひたい。

信書は最大の慰安劑なり

梧桐一葉落ちて天下の秋を知るなどと風流氣分でなく悲哀、寂寥、寄邊なく漾ふ不安の身には何等かの變化、何等かの慰藉があればと冀ふのは人情の自然である、見ること聞くこと味ふことの自由にならぬ人に、最大の慰藉を與へるのは信書である、親兄弟妻子からの音信は渠等に取りては無上の慰安であり味方である、我等が旅行をした時いかに山水明媚の地に遊び、いかに山緒ある舊蹟に接しても、佳酒鮮肴を味ふても、何か一の蟻りが胸裡に残つて居る、それは家郷を懐ふ一念であらう、旅の日數が長ければ長いほど懷郷の念は遺漸なく、濃厚になるのである、況や見るもの聞くもの無味乾燥の境遇に在る者には善かれ悪かれ其左右を訪づる、何物かのあることを欲するのである、教誨師の訪問、醫師の治療、刑務所

受刑者の感想を開き

長の訓誡、一揆一擧はれ皆渠等を勵まし渠等を起たしむる機縁となるのであるが、濃い血に繋がる人の音信に越す慰安方便はあるまい、接見、信書の往復これが何ものにも勝つた同情の結晶である、勿論信書には教訓の意を表するもの、憤慨の意を露骨に示すもの、冠婚葬祭吉凶禍福いろ／＼の音信であるが、いづれも受刑者の肺腑を咬るやうなものであつて、隨分骨を刺すやうな深刻な悲哀に包まれたものもあるが、それでも受刑者には慰藉となり同情となるのである、接見も信書と同様であるが、遠方に在る親族や家庭の事情に妨げられて、思ひながらも思ひのまゝに接見は出来ぬ、それで相互の意思を通ずるのは信書を受贈に依るのである、著者は最大の慰藉は信書の往復であつたと云ひたい、如何なる書籍も如何なる教誨師の訓話も信書以上に感動を與るものは絶対になかつたと又曰く父は可愛いながらも憎しみを假面に示す積りか、一回の通信も寄越さぬが、兄弟や妹は家庭の事情を報じて呉れる、これにはいつも同情に燃ゆる意が盈

受刑者の感想を開き

ちて居る、それに慰められて感泣し愉快するのであつた、そうして自分は定期發信には謹慎して克く稟則を守つて居るとか自重自誠して只管更生の道に進んで居るとか、體裁のいゝ事ばかり書いたもので、之を檢閲した人々は腹を抱へて笑つたことと思ふ、實は反則又反則で受罰の數を重ねつゝ官吏に控餘されて居たのだ、自分は其獄中に在るまで雙親や兄弟を欺て居たと告白して居る、信書や接見に就ては行刑當事者は皆以上述べたと同じ感じを持って居られるだらうと思ふから、此の上駄辯を費すことを避けるが、行刑當事者は此の信書接見を屬遇の上に利用することは渠等の心の琴線に觸れ其の機微に投合するのであつて、有力な感化方便であるのであるから、其の機を逸せず相談相手ともなり教役者ともなつて其の行臘みを解き其の反省を促すやうに導くべきである、不謹慎な者が謹慎して居ると假裝から成る信書を附つて仕済した顔で居るやうな虚妄の仕打があるならば、其瞬間に其所業を戒飭するのが至當である、若し彼が遁辭強辯する

ならば其の信書の發送を許さぬのが臨機の處置であつて、又規律の森嚴なるを示す所以であらうと思ふ、それが彼自身の反省を促すべく機會を與へるのである、接見に就ても、親兄弟や妻子が接見に來た時には刑務所長か教誨師は親しく其の人に接して家庭の状況や受刑者の身上關係を問ひ又懇に受刑者の消息等を傳へて相談相手となり將來の方針に就て意見を聴くといふやうに即ち信書や接見を有効に利用し、親兄弟と行刑當事者とは内外協力して受刑者を改心させ復活させるやうに致したいものである、信書や接見は趣味に餓え、變化に乏しい生活を送る者には大早に雲霓を持つ憧憬で居ることを、行刑當事者は忘れてはならぬと思ふ。

それから教誨師の訓話や醫師の親切な診察や治療は餓えた心に温い糧を與へられる、淋しい痛も之に慰められると述べ、阿室の病褥に居た一人の死に遭遇して始めて人生の無常を知り、願くは今一度社會の光明に浴してから死にたい萬一無事で出獄したなら社會の爲めに粉骨碎身して働きたいと思つたと告白し、此の生命に危険を感じ出した時は眞面目な心に復するものだと暗示し、改心したる加藤清之助といふ人の懺悔談を聞いて、正しい道へ動き出した、間もなく阿室の病褥に居た人の死に直面して信仰生活に入つたと述べて居る。

小 感

富 井 隆 信

いのる心

り低からぬ者を命令し、劣らぬ者を教へることは不可能い。

然れば感化改善しやうといふにはする者が、さるゝ者より勝れてをらねばならぬ筈だが、私共は彼等に對して優者でせうか。勝者でせうか。

彼等は法律上の犯罪者である。彼等は刑罰を宣告された者である。故に彼等は我等より低劣な者たることは勿論だといふならば、それは餘りに概念的の見かたではないでせうか。

犯罪者と非犯罪者。受刑者と刑務官吏。その形に於いて相違あることは云はずもがな。さればとて彼は劣低なる受教者、我は優勝なる教化人としての自信を晏如として有ち得ら

小

行刑の目的が受刑者を感化改善するに在る以上、行刑事務の全部が教化事業であり、隨て刑務官吏のすべては廣義の教誨師であらねばならぬことは當然である。

が、さてわれ／＼刑務官吏は、果して彼等受刑者を教化し得る能力と權威があるであらふか。

行刑學は、行刑の理論や、各國に於けるその制度の解説や批判を講

明するであらふ。されどそれがどれ

だけ彼等を改善するに實效がある？

建造物や、處遇の法規も必要なものたることはいふまでもないが、しかしそれがどれだけ彼等の感化に有效であらふ？。

感化改善は學だらふか。術だらふか。

自分より劣りたる者を教へること
は可能る、自分より低き者を命令することは可能る。さりながら自分よ

るゝや。

だもの。

彼よりも先づ我を見やうぢやないか。

私共は空名虚形に捉らはれてはならない。オツチヨコチヨイになつて

人は同じやうに貪慾、瞋恚、愚癡はれる犯罪の素質だ。たゞ今までの醜狀を法律的に暴露するまでの機會に逢はなかつたのが非犯罪者たることを僥倖したのであらふ。彼と我

はならない。自身が煩惱具足であることを自覺するとき、先づ自身が懺悔の涕に咽ばねばならない。此の宇宙に不思議がある。私共が謙虚なところもちで自身の日常を懺悔するとき、そのわだかまりなき素朴な心に無限の聖愛がうけ容れらるゝのである。救はるゝ喜びに飛び上るのである。そこで有りがたやと思はず知らず溢れ出る聲が念佛といふものぢやと云はれてある。

に擁護せられ包攝せらるゝ、言亡慮絶の安悅を感ずるとき、私共はたゞ彼等が私共と同じ喜びに入るやうに彼等が聖愛をうけ容るゝやうに、彼等のために祈ることのみが私共の爲し得る總てはありますまいか。

親鸞聖人が門下の人に與へられた消息の中に

感には未發たるに止まるので、それには優劣の差といふよりも、機會境遇の相違である。況んや法律上の罪といふものは、時の輿論と社會の利便に従ふもので、それは實際の不正逆悪

愚癡底下の私が、無邊無窮の至愛

中のホンの微小分にしか過ぎないの

「念佛を御こゝろにいられてつねに

まふして、念佛そしらん人々、この世後の世までのことをいのりあはせたまふべくさふらう。」

「たゞ僻うたる世の人々をいのり彌陀の御誓ひにいれと思召しあはれ、佛の御恩を報じまゐらせ給ふになり候ふべし。よく／＼御心にいれて申しあはせたまふべく候」

と仰せられてある通り、私共は彼等を教化しやうとてできるものぢやない。たゞ彼等が眞實の教慈悲の懐に入ることをいのる思ひの外に何等の可能性もないのである。

規律も懲罰も作業も賞遇も教誨教育も釋放後の保護も皆彼等のための新であらねばならぬ。

私は刑務官吏だから受刑者を感化

しなければならぬ。種々の方策を講究して改善してやらふ。と思ふ心はその職に忠實なる尊き心に相違ないが、鑑の積み方をどんなに工夫してみたところが、石油がはいつてあるのでは消火防火の障壁とはならないぢやないか。

受刑者に對し、威喝壓制の権柄や感情による蔑視的態度は、刑務官たることに於て何の意味もなさぬことである、況んや頑迷だ剛愎だからとて打罵凌辱を加ふるやうなことがあれば立派な感化改善のおちこはしである。

眞實の光明を仰ぐ身になつてくれ救はるゝ歡喜に更生してくれ。と彼等のために祈る心をぬきにしたなら行刑の規則も制度も賣藥の效能書ぐらゐのものではなからふか。

博士ワインスは法中の愛、愛中の法といふ名言を吐いた。又鏡壁強からず愛こそ強壁なれといふ警句を遺した。たしかに名言警句である、が「愛してやる」「愛してやらねばならぬ」と自力的に此言を考ふるならばどんなものだらふか？

公平、嚴肅慈愛を處遇の三綱領といつてゐるが、それも條目的に心得てゐるのでは味は無からふ。

彼も我も人である。人が人を――その精神を――左右する力がありとすれば、そはその人に在る、より高大な源から出た力であらねばならぬ。人

そのもの力では有るまいと思ふ。至心至靈の愛、他力の大願業力に依らずんば行刑の事いまだその核心に觸るゝとは云はれまい。

――一四・九二九――

わが國の

良風美俗の保存について

良風美俗についてとゆう標題ではあるが、實は良風美俗と日本法制との關係について御話いたしたいと考へるのである。

先年寺内内閣の時臨時教育會議を設立して教育全般にわたつた攻究を遂げ、各建議案が可決されたが、そのうちに現行法制中わが國在來の醇風美俗と聞わぬものがあるによつて、これを改正しなければならぬ。

ばならないとゆう一説があつたのである。この建議案は政府の容れるところとなつて、原内閣の時に臨時法制審議會を設けて、この問題について審査攻究を遂げることになり、政府は前後二回にわたつて、民法と刑法の改正につき諮問をなした、民法刑法の臨規中に、わが國古來の醇風美俗に鑑みて、適當の改正すべきものあれば、その事項を答申せよとゆうこ

とを命令されたのである。爾來臨時法制審議會においては、特別委員を設けて、この民法刑法の兩法典にわたつて調査を繼續し考究中なのである。

元來臨時教育會議において、如上の建議案が容れられこれを採擇して、臨時法制審議會の審議に附せられるにいたつたのは、その由來するところ極めて遠いのである。現行法制がわが國古來の醇風美俗に聞わぬとゆうことは、遠き以前から、識者の憂とした所であつて、しばしば改正を唱えられたのであるが、その効果無くして年處を經たのである。臨時教育會議にこの建議案の現われたことは、つまりその結晶であつて、政府においてこれを採擇し、その調査を進行させることは實にわが國文化のために慶賀すべきことと考へるのである。

そも／＼わが國の法制がかように、わが古來の醇風美俗に聞わざるにいたつた原因は何れにあるか、これは大いに探究

すべきことである。おもに明治維新王政復古と共に開國進取の國是をとられ、舊來の陋習を破り、天地の公道に基き、文明智識を世界にもとめて、大いに皇基を振起する御誓文の御趣旨は、實に明かなこと日月の如きものであるが、御趣旨はもとより採長補短にあつて、決してわれを捨て、かれにしたがうとゆうことではなかつたのである。

明治二年六月昌平學府を改めて大學と稱せられ、同時に學校の規則を定められ、その一節にかうゆうことが書かれてある。「神典國典の要は、皇道を尊び國体を辨ずるにあり、即ち邦國の目的、學者の事務とゆうべし、漢土の孝悌彝倫の教、治國平天下の道、西洋の格物窮理の精華、日進の學、皆この道あるところ學校の宜しく考究採擇すべきところなり」と實に本末前後を誤らないものと申さなければならぬ、かように根本の趣旨は實に明白であつた、しかるに當時の事情を察す

もとよりその當を得ぬことである、しかしながらその當時における實際の事情を今日から考えると、當時わが法制の改革に従事した者は、外國の法律學者および外國の法律學者に學んだ人々であつて、これ等の人々の論ずるところが行われたとゆうことは、今日より考えればほど奇怪のことであるが、フランスの法典を翻譯してこれを日本の法制とするがよいとゆう議論が、その説がかなり有力であつたとも聞知している、殊に注目すべきは、當時わが國は未だ國力充實せず世界の強國より見れば、或は三等國四等國と見られていたことである。その當時外國に留學した人の話を今日聞くに、外國人は殆ど日本の存在を認めていなかつた。お前の國は支那の一部である、支那のどの邊に一體あるのだとゆうことを聞かれたらである。かゝる事態であつたから、とても外國と對等の條約を結ぶとゆうことはできなかった。いわゆる治外法權であつてわが國內においても、彼等はその自國民に對して自國の法律を行ひ裁判權を行つてきたのである。現今でも尤の神戸の居留地に行て見ると、外國の

るに、ながく鎖國の國是をとつていたが、新たに列國の間に伍し、進取の國是を遂行するには、多く彼等に特に西洋に學ぶの必要があつたのである、ために西洋模倣に過ぎたる弊は免れることができなかった。明治五年八月にいたり、學制の改革あつて大體の制度を折衷して、學制を定められ全國に頒布されたのである。爾來しばしば改革行われ一面より見れば改善を加えられたに相違ないが、たゞ維新當時において盛んに唱えられたる邦土興隆のことは、その後學制の中には書かれていなかつた。もとより趣意の變更されたのではないが、かようの次第で實際の結果は、漸次西洋の模倣のみ盛んになり、遂に大本を閉却するの疑があつたことは残念な事實であつた。明治十五年興こくも先帝陛下におかせられては、侍臣に命ぜられて幼學綱要を編纂せしめ給ふたのである。當時宮内卿の傳宣したる勅諭があるが其の勅諭の一節に「彝會道徳は

領事のもとに警察裁判權を行う事跡が残つてゐる。居留地の中には外國の監獄がある。今日ほもとより監獄としては残つていないが、その建物はやはり残つてゐる。であるからその當時においてわが先覺者が速かにこの屈辱を免れて對等の條約を結ばなければならぬとゆうことを、切に望んでゐたのはもちろん、朝野の著しく切希しいたところであつて、また實際なさいなければならぬ事項で、大いに討究を要したのであつた。とにかく西洋諸國が條約改正を拒んだ一つの理由は、わが國における法制が不完全であるとゆうにあつた。法制が不完全であるとゆうことは、西洋人よりゆむれば、要するに己れの國の法律、即ち西洋の法律と違つてゐるとゆうことであらうと思ふ、かゝる状態であつたため、條約改正の事業を完成するために、いかにしても法制を完備する必要があつた、即ち一言にゆうと、西洋の制度を採用する必要があつたのである。御承知のように最初はフランスの法典に倣い、立法の事業を開始したのであるから、明治十年頃の法學者とゆうと多くはフランス學者であつ

教育の基本我朝支那の専らする所、歐米各國又修身の學ありと雖是を本邦に採用し未だ又其要を得ず、方今學科多端本末を誤る者又少なからず、年處就學最も將に忠孝を基とし仁義を織にすべし、依つて侍臣に命じて此書を編纂し分科に配置し、宏修徳の要茲にあることを知らしむ」とある。畏れながらこの御勅諭に、外國模倣の流弊漸く盛ならんとすることを、御戒めになつたことと拜察するのである。

かように教育方面において西洋模倣の弊害漸く盛になるとともに、制度方面においてもさらに甚だしきものがあつたのである。もとより時勢に鑑み舊來の制度を改め、西洋法制を取り入るゝ必要があつたことは、當時の事情においてもとり争われなかつたことである。しかしながらわが制度の基本は必ずこれをわが皇道にとらなければならぬのである。この基本を捨て、かの制度に従うとゆうことは

た。イギリスに學んだ人もあつたが、法律の編纂のことについては多くフランス法の學者がこれに參與してゐた。以後時の経過に従ひドイツ法系の法制を入れることになり、日本の法律家は争つてフランスに、或はドイツ法系の學説を討究したものである。かように外國に發達した法律を研究し、これがためわが國の法律思想が進歩したとゆうことはもとより事實である、しかしこの進歩したとゆうことは、外國で發達した法律思想が發達したのであつて、したがつてわが國固有の法律思想とゆうものは閉却されるにいたつたのである。

結局今日民法と稱し、商法と稱し、刑事訴訟法・民事訴訟法・刑法と稱する何れも一口にゆうと、外國の翻譯文が多數を占めてゐるのである、かうの次第でわが國古來の醇風美俗とゆうものが、法律の外に驅逐されるとゆうことはこれは當然の結果であらうと思ふのである。以上述べたところは、日本の法制が古來の醇風美俗にそわなくなつた原因であつてこれを約言すれば西洋模倣の弊である。

(平沼賦一氏説)

統計

大正十四年八月中入出所並月末在所人員

(△ハ減)

備考	總計	男	女	入所		出所		現員		前月末日		前年同月		增減	
				越員	入所	出所	現員	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較				
	計	四、五九〇	四、七三九	四、五九〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
	男	四、五九〇	四、七三九	四、五九〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇	三、三三〇
	女	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六	九六六
	勞役場留置者	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
	乳兒	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
	刑事被告人	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四	三、九三四
	受刑者	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五	三、八、五五

內朝鮮人受刑者男五三二人、刑事被告人男五八人、支那人受刑者男九三人、女一人、
刑事被告人男二三人、英吉利人受刑者男一人、露西亞人受刑者男二人アリ

大正十四年八月末日現在受刑者刑名表

(△ハ減)

刑名	刑期	男	女	計	前月末日		前年同月		增減	
					現在	前月末日	前年同月	前月比較	前年比較	
無期	十五年以上	四九	三	五二	五七	四八	一、三五六	一、三五六	△	△
十五年	五年未滿	一、三五六	三	一、三五九	一、三五九	一、三五六	一、三五九	一、三五九	△	△
十年	五年未滿	一、九六	三	一、九九	一、九七	一、九六	一、九七	一、九七	△	△
五年	五年未滿	七四〇	一八	七五八	七五七	八、四三三	八、四三三	八、四三三	△	△
三年	五年未滿	五、四三	一三	五、五八	五、五八	五、五八	五、五八	五、五八	△	△
二年	五年未滿	五、四三	一三	五、五八	五、五八	五、五八	五、五八	五、五八	△	△
一年	五年未滿	六、五三	一三	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	六、六六	△	△
六月	五年未滿	五、九八	一三	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	六、一〇	△	△
三月	五年未滿	一、九〇	一三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	二、〇三	△	△
無期	五年未滿	七、一三	一三	七、二六	七、二六	七、二六	七、二六	七、二六	△	△
十五年	五年未滿	四、一	一三	四、一四	四、一四	四、一四	四、一四	四、一四	△	△
十年	五年未滿	三、一	一三	三、一四	三、一四	三、一四	三、一四	三、一四	△	△
五年	五年未滿	二、一	一三	二、一四	二、一四	二、一四	二、一四	二、一四	△	△
三年	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△
二年	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△
一年	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△
六月	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△
三月	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△
無期	五年未滿	一、一	一三	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	一、一四	△	△

拘留者受刑者受刑者受刑者受刑者受刑者
 年者受 犯者受 犯者受 犯者受 犯者受 犯者受
 齡ノ刑 數ノ刑 數ノ刑 數ノ刑 數ノ刑 數ノ刑

大正十四年八月末日現在在所受刑者罪名表

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
竊盜	30,468	2,885	33,353	33,088	32,868	265	285
強盜	2,264	2,297	4,561	4,561	4,561	0	0
賭博及ヒ富籤	8,550	9,773	18,323	18,323	18,323	0	0
詐欺及ヒ恐喝	3,930	8,733	12,663	12,663	12,663	0	0
横物ニ關ス	1,335	1,335	2,670	2,670	2,670	0	0
廢棄及ヒ隱匿	102	326	428	428	428	0	0
通貨偽造	0	667	667	667	667	0	0
文書有價證券偽造	0	667	667	667	667	0	0
印章偽造	0	667	667	667	667	0	0
偽證及ヒ誣告	0	667	667	667	667	0	0

(△ハ減)

計 統

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
清	9	1	10	10	10	0	0
張妻姦淫及ヒ重婚	2,655	0	2,655	2,655	2,655	0	0
殺害	1,914	0	1,914	1,914	1,914	0	0
殺兒	2,995	0	2,995	2,995	2,995	0	0
逮捕及ヒ監禁	1,261	0	1,261	1,261	1,261	0	0
遺捕及ヒ監禁	9	0	9	9	9	0	0
公務執行妨害	0	0	0	0	0	0	0
逃走、犯人藏匿及ヒ脱逃	0	0	0	0	0	0	0
放火	1,096	0	1,096	1,096	1,096	0	0
住居ヲ侵ス	48	0	48	48	48	0	0
略取及ヒ誘拐	1,651	0	1,651	1,651	1,651	0	0
其他	326	0	326	326	326	0	0
計	6,695	83	6,778	6,778	6,778	0	0
陸海軍刑法	33	0	33	33	33	0	0
森林法	17	0	17	17	17	0	0
徵兵令	6	0	6	6	6	0	0
郵便並電信法	1	0	1	1	1	0	0
其他	33	0	33	33	33	0	0
警察犯處罰令	1,691	0	1,691	1,691	1,691	0	0
府縣令及ヒ警察令	33	0	33	33	33	0	0
計	3,688	0	3,688	3,688	3,688	0	0
總計	10,383	83	10,466	10,466	10,466	0	0

叙任辭令

六級停下賜、死亡
 陸叙高等官三等 司法書記官 辻 敬助
 同 典 獄 佐 藤 乙 二 (巢 鴨)
 同 津 路 嘉 十 郎 (廣 島)
 陸叙高等官四等 同 江 藤 惣 六 (福 島)
 陸叙高等官六等 同 高 野 直 四 郎 (山 形)
 同 典 獄 補 北 崎 唯 次 郎 (久 留 米)
 同 七 戸 大 助 (和 歌 山)
 陸叙高等官四等 同 典 獄 佐 野 佳 夫 (松 江)
 八級停下賜顯ニヨリ本職ヲ免ス教諭師 毛 利 昇 道 (松 山)
 刑務所作業企圖ニ關スル事務 作業技師 神 崎 優 (豊 多 摩)
 保健技師ニ任ス九級停下賜 松 本 貞 會
 大阪北區支所勤務ヲ命ス
 六級停下賜官城刑務所勤務ヲ 保健技師 池 田 茂 吉 (名 古 屋)
 名古屋刑務所勤務ヲ命ス 同 渡 邊 賢 (三 重)
 三重刑務所勤務ヲ命ス 同 草 野 勝 之 助 (靜 岡)
 靜岡刑務所勤務ヲ命ス 同 大 谷 靜 夫 (北 區)
 教諭師ニ任ス十一級停 福 岡 刑 務 所 教 諭 師 正 木 泰 崑 (福 岡)
 下賜 高知刑務所勤務ヲ命ス 教諭師 大 濱 專 精 (廣 島)
 教諭師ニ任ス十二級停下賜 同 大 濱 專 精 (廣 島)

刑務令規

松山刑務所勤務ヲ命ス 松山刑務所勤務ヲ命ス 同 栗 眞 峻 (三 重)
 教諭師ニ任ス十二級停下賜 同 栗 眞 峻 (三 重)
 三重刑務所勤務ヲ命ス 同 栗 眞 峻 (三 重)
 保健技師ニ任ス九級停下賜 同 栗 眞 峻 (三 重)
 小田原少年刑務所勤務ヲ命ス 同 栗 眞 峻 (三 重)
 小田原少年刑務所勤務ヲ命ス 同 栗 眞 峻 (三 重)
 補山形刑務所長 青 森 所 長 鈴 木 重 靜
 補青森刑務所長 山 形 所 長 高 野 直 四 郎
 補姫路少年刑務所長 久 留 米 少 年 刑 務 所 所 長 北 崎 唯 次 郎
 補姫路支所長 北 崎 唯 次 郎
 補小田原少年刑務所長 姫 路 少 年 刑 務 所 所 長 松 野 良 太 郎
 補久留米少年刑務所長 小 田 原 少 年 刑 務 所 所 長 戶 田 作 造
 司法大臣訓令行秘甲第一八一號(大正十四年十月九日)
 刑務所ノ事務分掌及刑務官會議ニ關スル規程左ノ通定ム
 第一條 刑務所ノ事務分掌及刑務官會議ニ關スル規程
 第一條 刑務所ニ戒護主任、作業主任、教務主任、醫務主任、會

刑 務 令

計主任、用度主任、領置主任及文書主任ヲ置ク
 第一條 戒護主任ハ記律戒護及拘禁ニ關スル事務ヲ掌理ス
 第三條 作業主任ハ作業及作業賞與金ニ關ヘル事務ヲ掌理ス
 第四條 教務主任ハ教諭、教育及釋放者ノ保護ニ關スル事務ヲ掌
 理ス
 第五條 醫務主任ハ衛生、醫療及調劑ニ關スル事務ヲ掌理ス
 第六條 會計主任ハ豫算、決算及金錢ノ出納ニ關スル事務ヲ掌理
 ス
 第七條 用度主任ハ物品ノ出納、保管、建築修繕及固有財産ノ保
 管ニ關スル事務ヲ掌理ス
 第八條 領置主任ハ領置又ハ差入金品ニ關スル事務ヲ掌理ス
 第九條 文書主任ハ文書、記録、統計、指教入所及釋放ニ關スル
 事務ヲ掌理ス他ノ主任ノ主管ニ屬セザル事務ニ付亦同シ
 第十條 戒護主任、會計主任、用度主任、領置主任及文書主任ハ
 看守長、作業主任ハ看守長又ハ作業技師ヲ以テ之ニ充ツ但シ
 已ムコトヲ得サル場合ニ於テハ看守部長ヲ以テ之ニ充ツルコ
 トヲ得
 醫務主任ハ保健技師又ハ保健技手、教務主任ハ教諭師ヲ以テ
 之ニ充ツ
 作業技師タル作業主任、醫務主任及教務主任ヲ除ク各主任ハ
 之ヲ兼攝セシムルコトヲ得但シ會計主任ト作業主任又ハ用度
 主任トハ互ニ之ヲ兼攝セシムルコトヲ得ス
 第十一條 各主任ハ刑務所長之ヲ命シ其ノ旨ヲ司法大臣ニ申報ス
 (ハシ)
 第十二條 刑務所長ハ一週三回以上各主任及必要ト認ムル職員ヲ

集メ會議ヲ開クヘシ
 重要事項ニ付テハ會議ノ經過ヲ議事録ニ記録スヘシ
 第十三條 會議ニ於テ諮問スヘキ事項左ノ如シ
 一、特赦、假釋放、假出場、刑ノ執行停止ニ關スルコト
 二、收容者ノ行狀査定ニ關スルコト
 三、作業ノ新設、改廢、就業時間ニ關スルコト
 四、衣類、臥具及雜具ノ増減ニ關スルコト
 五、糧食ノ種類及分量ニ關スルコト
 六、賞遇及重大ナル懲罰ニ關スルコト
 七、刑務所ノ經費及重要ナル工事ニ關スルコト
 八、刑務所内ニ於ケル拘禁區分ニ關スルコト
 九、重要ナル規定ノ改廢ニ關スルコト
 刑務所長ハ必要ト認ムル事項ヲ諮問スルコトヲ得
 第十四條 左ノ事項ハ關係主任ニ諮問スヘシ
 一、監獄法第二條第二項及第三項ノ適用ニ關スルコト
 二、少年法第九條第二項ノ適用ニ關スルコト
 三、收容者ノ舍房及工場ノ指定ニ關スルコト
 四、獨居拘禁及其ノ期間ノ更新ニ關スルコト
 五、作業ノ指定、作業課程、作業賞與金ニ關スルコト
 六、手當金ノ給與ニ關スルコト
 七、教育ノ時間及學科ニ關スルコト
 八、收容者ノ病院移送ニ關スルコト
 九、其ノ他刑務所長ニ於テ必要ト認ムル事項
 第十五條 支所ニ於ケル事務ノ分掌及刑務官會議ハ刑務所長ノ
 命ニ依ル

大正二年司法省監秘甲第四十號訓令ハ之ヲ廢止ス

行刑局長通牒行秘甲第一八五號(大正十四年十月十三日)

刑務所長 宛
少年刑務所長 宛

作業技手採用内議ニ關スル件

自今作業技手ヲ五級俸以上ニテ採用セントスルトキハ保健技手、
教誨師等ノ例ニ準シ特ニ其ノ履歴書、初任俸給、赴任旅費給否等
各條件ヲ詳具シテ内議相成度候

行刑局長通牒行秘甲第一八六號(大正十四年十月十三日)

刑務所長 宛
少年刑務所長 宛

作業技手考績調査書提出方變更ノ件

機記考績調査書ハ大正十二年五月行秘甲第一六五號ニ依リ全部提出
相成度候處自今五級俸以上ノ者ニ限り提出ノコトニ變更致候條
了知相成度候

關東廳監獄入佛式

本派本願寺より木佛尊像を始め佛龕其他の寄贈あり
たるに仍り改築した教誨堂にて九月十三日盛大なる入佛
式慶讃會を舉行した。來賓として關東廳廣瀨内務局長、
高等法院長、警察署長其他各宗僧侶等臨席された。受刑
者一同を教誨堂に集め各宗僧侶來賓並に職員入堂席定る
や、君が代合唱の後三谷典獄開式の辭佐藤教務係長佛
龕開扉並に奉安の辭を朗讀し脇谷大導師讀經、終りて焼
香典獄來賓、保健技師、看守長總代、看守總代、日支人
收容者各一名總代それより典獄の式辭、來賓祝詞引續き
脇谷總長より有益なる一場の法話があつた。式後一般收
容者には供物の餅を分與し、來客一同には別室に於て茶
菓の饗應を爲し、本監の諸表並に製作品を觀覽に供し
た。

熊本刑務所收容中死亡者 追弔法會概況

大正十四年九月二十三日秋季皇靈祭をトし、當所收容
中死亡者追弔法會を當教誨堂に於て舉行した。當日は特
に佛前を莊嚴し、午前十時より開始す、導師として熊本
市長光寺住職本田素了師出仕し、來賓熊本醫科大學長代
理佐々木教授、熊本地方裁判所檢事正代理山本檢事、其
他當幹部職員臨席し、席定まるや、先づ教務主任は一同
に對し追弔法會舉行の次第を告示し、次に本田素了師導
師の下に法要動修があつた。終りて所長の祭辭朗讀並燒
香、續いて來賓及職員の燒香あり、此時受刑者總代にも
亦燒香を爲さしめ、所長の告諭及導師の教誨を以て最嚴
肅に式を終つたが、其の間一般列席受刑者六百七十餘名
は肅然容を改め、終始熱心に參聽し、滿場寂として人無
きが如く、何れも謹慎敬虔の面持を爲し、感極まつて暗
涙を催すもの紛なからざるを見受けた。斯くして午前十

一時三十分全く式を終つた。因に當日は收容者に對し供
物饗應二箇宛を配與し、當日を記念せしめたるに何れも
喜悅感謝の情あるを認めた。

岡崎少年刑務所改築工事落成 及入佛式概況

大正十年九月起工した岡崎少年刑務所の改築工事は
其後滿四ヶ年の今日漸く竣工したので去る十月四日午前
十時より教誨堂に於て莊嚴なる落成式並入佛式が舉行さ
れた。式の次第は職員受刑者一同の着席ついで來賓着席
先づ看守長の舉式の辭に式を開き高橋教誨師の表白文朗
讀而して同教誨師の導師にて大谷派本願寺和田輪番同岡
崎市別院上野教務所長外三氏の結案にて讀經(奏樂裡)中
島所長、來賓總代、受刑者總代の順次燒香あり。次で中
島所長の式辭、司法大臣の祝辭(芥川衛生官代讀)愛知
縣知事代理、本多岡崎市長、藤井監督判事、根來碧海郡
長、及岡崎警察署長の祝辭ありたる後各祝電を朗讀し奏

刑務所製作品品評會

樂中に式を閉じた。當日の來賓は芥川衛生官、愛知縣知事代理、吉良名古屋地方裁判所檢事正、吉田名古屋刑務所長、岡崎支部裁判所判檢事、岡崎辯護士會長、本多岡崎市長、市會議長、商業會議所會頭、額田部長、碧海郡長、岡崎稅務所長、岡崎警察署長、在郷軍人分會長、市内各中等學校長、其他市内官公衛の長、方面委員及其他保護會干係の有力者百餘名であつた。

式後刑務所長や看守長の案内にて構内を觀覽し更に正午設けの食堂に入り主客談笑和氣霽々の裡に午後二時散會せり。又當日受刑者は紅白の餅一重と食膳に特別馳走を受けた。

因に今回の落成に付大谷派本願寺よりは佛像を始め佛具一式を、岡崎市同派別院よりは佛龕並佛前の莊器具を各寄贈されたことをこの機會に報告すると共に感謝する。

行刑局の指示と刑務協會の後援とに依り巢鴨刑務所主

催となりて十月十七日より十九日迄三日間同所構内で刑務所製作品品評會を開催した。出品地は司法省管下の刑務所及び殖民地各刑務所で、出品品目七〇五、出品總點數千三百、その價格七千五百圓に及んだ。

此等の出品物は何れも各刑務所に於て主要作業と認められ且つ其地方に於ける需要最も多きものを選び出したものである。

開催初日たる十七日に來賓招待會を開催した。來賓として出席者は

司法省政務次官	本田恒之	同 事務次官	林 頼三郎
同 參與官	八並武次	同 技師	山下啓次郎
同 保護課長	宮城長五郎	同 書記官	松井和義
大審院檢事	小原 直	本願寺連枝	大谷 盤調
前刑務局長	山岡萬之助	宮内省事務官	川 西文夫
宮内書記官	大谷 正男	内務省會計課長	赤木 友治

法制局書記官 黒崎 定三 東京逓信局長小森 七郎
第一節副經理部長佐野 會輔 被服本廠長 藤 田 順
千住製絨所長 松尾 經喜 陸軍經理學校長代理 加藤藤三
會計檢査院部長 今泉太郎 東京高等工業學校長吉武榮之進
朝鮮總督府行刑課長 土居寬申 臺北刑務所長 志豆機源太郎
その他品評會審判員 上京中の大阪、神戸、奈良、名古屋、金澤、廣島、京都、三重、福岡、宮城等各刑務所長、司法記者等計百五十名余であつた。十時半に開會、先づ巢鴨刑務所長佐藤乙二氏一場の挨拶をされ、之れより來賓一同を品評會場に案内す、觀覽を終りて食堂に入る。松井書記官は刑務協會々長代理の資格にて挨拶され、それに對して山岡万之助氏來賓總代として謝辭を述べらる。午後一時より入場券持参者の參觀を許した。入場券は各省官衛、裁判所、その他作業に關係ある官廳及民間に三千枚認め配付しておいたが實際入場した人員數は三日間に四千余に達した。陳列品の賣行は非常によく、二日間にはほとんど賣却された。前記千三百點の外に會場に陳列しておいた巢鴨刑務所製の桶百五十も又場所塞ぎに並べておいた同所製の食卓二〇も譯なく賣れてしまつた。又會場の混

雜綫和の方法として巢鴨刑務所の常設陳列所をも開いたがほとんど賣れてしまつた、三日目には賣るものがなくなつたので、更に工場より製作し終つた物を持ち出して來たが之も全部賣れた。陳列所だけの賣上高は二日目に七百圓、三日日には合計千二百圓に達したといふ盛況である。江木司法大臣も秘書課長を隨伴して參觀され二點買上げられた。

出品物は刑務協會の囑託によりて東京高等工業學校教授齋藤藤俊吉氏、東京高等工藝學校教授木槍恕一氏、同關口八重吉氏、同安田藤造氏、松井和義氏の五名の審査委員審査しその結果入賞したのは左の如くである。

優良

巢鴨 長火鉢 豊多摩 靴、角火鉢
名古屋 未撰茶筒

佳良

巢鴨 筒筒、角火鉢、小沓 トランク、靴
鼠イラス
秋田 毛織シャツ 金澤 槍物(重箱)
外一点
岡山 錦堯建 三池 籃体檢器(札、盆)

沖繩 槍器 前橋 籠
 大阪 庖丁 網走 籠器
 廣島 下駄表
 良 品目

軍鴨 洋服履箱、三 小菅 花台外六点
 水戸 椅子外一点 秋田 洋服履箱
 豊多摩 鉄外三点 金澤 置物外二点
 鋼路 長火鉢外一点 札幌 鏡台外二点
 長崎 靴外一点 福岡 硯箱
 盛岡少平 川原箱 長野 茶煎箱
 廣島 唐札 三池 鉄外二点
 沖繩 パナマ帽外一点 新潟 陰器外一点
 岡山 墨表外一点 熊本 飯笥外一点
 松山 籠外二点 徳島 箆
 川越少年 川原箱外一点 姫路少年 ベスケット
 宇都宮 墨糸外三点 滋賀 墨糸
 前橋 伊勢時鐘 松江 風鎖
 大阪 靴 岡崎少年 石燈籠
 福島 飯櫃 甲府 久留米餅
 鹿兒島 大島結 三重 靴
 網走 茶煎箱 久留米少年 花台外一点

右入賞の刑務所に對しては左の賞状を呈した。

優良 品目 何 刑務所
 優良 品目
 良 品目

審査委員 正七位 木 檜 恕 一
 審査委員 從五位勳六等 松 井 和 義
 審査委員 從五位勳五等 安 田 祿 造
 審査委員 正五位勳四等 齋 藤 俊 吉
 審査委員 正五位勳四等 關 口 八 重 吉
 審査の成績に依り茲に之を賞す
 大正十四年十月十七日

第一回全國刑務所製作品評會長從四位勳三等林頼三郎

十七日午後二時より巢鴨刑務所職員俱樂部に於て刑務協會の茶話會の席上にて木檜、安田、齋藤、關口の四審査員の講評があつたが市場へ出しても優良品とは行かぬ出来ばえなので余り賞められなかつたのは遺憾であつた。

講評の概要は次號に掲載する。

巢鴨刑務所に於て開催され

た第一回演武大會

十月十八日午前八時半より巢鴨刑務所職員俱樂部に於て第二區聯合刑務所第一回演武大會を開催した、松井書記官上京の刑務所長並びに職員等列席、先づ佐藤巢鴨支部長の開會の辭ありて、それより教士檜山義實氏、白土留彦氏の審判の下に剣道の試合を開始、優勝の榮譽は遂ひに水戸刑務所の贏ち得るところとなつた、次で劍士、博士、來賓に晝餐の饗應ありて午後一時より更に範士三船久三氏、相黒傳三郎氏の審判の下に、柔道の試合を開始したが、この方は小菅刑務所が優勝した。

試合終りて三船七段と神田三段との講道館の投の型、次いで白土審判官と水戸刑務所の小澤豊吉氏との帝國劍道の型があり最後に刑務協會總裁代理林司法次官より優勝刑務所へ優勝旗、賞状、賞品を、第二、第三番の刑務所には賞品を授與された、賞品は優勝刑務所への各選手には銀盃一個づゝ、二、三番の刑務所各選手には木盃一個づゝで、中に賞の字を刻り付け、輪奐には第二區聯合刑務所演武會の文字を書きつけたものである。

取組及び勝負の様子は左の如である

剣道之部 (組合セハ抽籤ニヨル)

第一回戦
 (千) ○○三段高橋克巳 ○精練石井與七
 一級安達彦治 ○○三段高松庄三郎
 (葉) ○○一級小林利吉 ○○三段菊樂夷
 ○○初段上野園茂 初段小室源太郎
 (宇) ○○初段瓦井俊五郎 初段中村文武
 (宮) 三段川俣親四郎 ○○一級菊地清四郎
 (前) ○一級岡田三郎 ○○一級岩佐徳三郎
 (橋) ○一級設樂勘喜千 ○○三段高橋龜治
 (川) 初段大澤宗二 ○○四級船山國次
 (越) ○一級相原徳太郎 ○○二級和田重太郎
 (甲) ○○初段横森清作 ○○一級瀧本友七
 ○○初段水谷卯一郎 ○○二段齊藤治三郎
 (府) ○○二段見川恒次 ○○初段角南一里
 ○一級川尻光 初段柳澤惣太郎
 (水) ○○初段藤吹利衛門 ○○五級下保谷鐵四郎
 ○○二段吉田忠治 ○○四級下西坂良吉
 (戸) ○○二段吉田忠治 三段吉野幸助
 (府) ○○初段横森清作 ○一級安達彦治
 ○○初段水谷卯一郎 ○一級小林利吉
 ○○二段見川恒次 三段高橋克巳

○一級岩佐徳三郎
 ○一級菊地清四郎
 ○三段高橋龜治
 ○一級川尻光
 ○初段藤咲利衛門
 ○初段吉田忠治
 ○初段上野岡茂
 ○初段瓦井俊五郎
 三段川俣親四郎

第三回戦

○一級柳澤惣太郎
 ○初段角南一里
 ○二段齋藤治三郎
 ○三段高松庄三郎
 ○三段菊樂夷
 ○精練石井與七
 ○四級船山國治
 ○一級瀧本友七
 ○二級和田重太郎

○初段上野岡茂
 ○初段瓦井俊五郎
 三段川俣親四郎
 ○初段柳澤惣太郎
 初段角南一里
 ○二段齋藤治三郎

第四回戦

四級船山國治
 二級和田重太郎
 ○一級瀧本友七
 ○一級川尻光
 ○初段藤咲利衛門
 ○二段吉田忠治

初段横森清作
 ○初段水谷卯一郎
 ○二段見川恒次
 ○初段上野岡茂
 ○初段瓦井俊五郎
 三段川俣親四郎

第二回戦

○一級松浦勇
 ○初段平方義孝
 二段吉田文雄
 初段岩堀芳幹
 初段鈴木銀造
 初段江俣勝治
 三段皆川民

○三段神田久太郎
 ○二段三浦甚衛
 ○三段皆川民
 ○初段長金之助
 ○二級山下利助
 ○二段佐々木友治
 ○二級山田喜重

第三回戦

○二段佐々木友治
 ○二級山下利助
 ○二段佐々木友治
 ○二級山田喜重

初段長金之助
 三段皆川民
 二二三
 二二三
 優勝

會報

茶話會

巢鴨刑務所に於て刑務所製作品々評會開催を利用して
 十七日午後二時より同刑務所の職員俱樂部に於て本會主
 催の茶話會を開催した。製作品審査員の有益なる講評に

柔道之部

第一回戦
 ○三段神田久太郎
 ○二段三浦甚衛
 ○二段吉田文雄
 ○初段岩堀芳幹
 一級稻垣泰助
 ○三段皆川民
 ○一級木部正得
 ○一級山田喜重
 二級山下利助
 ○二段佐々木友治

第二回戦
 ○一級松浦勇
 ○初段平方義孝
 二段吉田文雄
 初段岩堀芳幹
 初段鈴木銀造
 初段江俣勝治
 三段皆川民

次いで余興として松村峽水女史の薩摩琵琶、鶴見欣次郎
 氏の講談があつた。當日は折悪く雨天であつたけれども
 上京の刑務所長、職員も出席されて盛會であつた。講評に
 長く時間がかつたので閉會したのは六時頃であつた。
 講評は次號に掲げることとする。

出席者は
 岡辰造、西澤葉七、野口蓮造、双木文四郎、里誠一、七月大助、
 富盛源清、岡友道、坂梨森太郎、藤井藤蔵、飯田高朗、江藤惣
 六、川村次郎、前田政之輔、中村利義、小澤海蔵、長谷文一、
 太田卯八、一見貞蔵、大原眞五郎、米林秀、西部利憲、飯島勇
 造、佐藤金司、佐々木英之、西村重五郎、濱口壽夫、高橋龜治、
 瀧本友七、土谷正光、稻葉春榮、島田誠吾、武藤勝次、石井余
 重、藤下伊一郎、今井安蔵、柿崎忠蔵、志賀直作、氏次雄雄、
 高橋直吉、粕谷辰蔵、向三藏、大曾根岩吉、根岸龜壽郎、納身
 五郎、竹内重雄、橋本喜祐、上野岡十郎、樫澤長三、三喜繁太、
 阿久澤幸太郎、若井喜代司、關口幸一、批杷橋喜一、榎本高義、
 深澤林作、岡井定男、石澤信次、石井幸助、藤城宏道、遠藤理
 一、高田健吾、鈴木誠、徳永方作、伊藤二三郎、平田弟一郎、
 清水嘉廣、清水重光、横田治喜知、大前兼助、笠井成雄、伊藤
 忠之助、吉岡利兵衛、藪本安次郎、金子義亮、入江彌彦、馬場
 忠治、西川喜久男、和田千松郎、清水鶴亮、吉村宗太郎、鈴木
 健一、川村次郎、小丸源左工門、松井和義、辻敬助、佐藤乙二、
 香川又二郎、江村繁太郎、島田榮造、刑務官練習生、司法保護
 事業職員養成所生等

レコード演奏許可追加

行刑局長通牒を以て左記の教化レコードの演奏を許可
 された。

曲名	演奏者	提供	番
童謡	村山久子	日	一五六三二-A
同	同	同	一五六三二-B
同	同	同	一五三〇三-AB
同	同	同	一六二二一-A
同	同	同	一六二二一-B
同	同	同	一一九七一-A
同	同	同	一一九七一-B
同	同	同	九三七一-A
同	同	同	九三七一-B
同	同	同	一六三九一-A
同	同	同	一〇六九一-AB
同	同	同	三五四二一-AB
同	同	同	三五三二〇-AB
同	同	同	三五二四一-A
同	同	同	三五二四一-B
同	同	同	六四九七一-A
同	同	同	六四九七一-B
同	同	同	一五七三七一-B
同	同	同	一五七三七一-A
同	同	同	一五六一六一-A
同	同	同	一五六一六一-B



御存知
でせうが

家 腹の慾

口腹の慾にはすぐに限りがある。その限りを超ゆれば苦痛たちまち來たる。例へば食へずぎて腹痛むが如し。柳澤淇園は酒數献に至れば即ち味なしといつてゐるが、まことにこの言葉の通りであつて、いかに酒を好む人と雖も、眞に、美味しいと思つて、飲むのははじめの一二杯に過ぎないであらう。あとは好い氣になつて、うまきもない酒を無茶苦茶に飲んでをるに過ぎない。

然るに精神的の慾望はいくら満足させても苦痛を伴はぬ。例へば讀書の如き、信仰の如き、美術の鑑賞の如き、深く入れば入る程、愉快であり、精神上のよろこびを感じしめる。

口腹の慾は犬猫にもある。併し精神上の慾望はひとり人間のみにある。決して犬猫にはない。享樂主義は日本にも大ぶ流行してをるやうであるが、多くは肉慾の満足を求めてをるらしい。藝術といふやうな美名にかくれて、肉慾や歡樂を逐うて走るに過ぎないやうである。文化生活もこれに似て非ならずんば幸ひである。

「オーライ」のわけ

日本の家庭には謂ふところの享樂主義や文化生活は先づ無用であらうと思ふ。妻は内を守り、夫は外に出で、働くこと云ふことは神代の古へから、相場がさうときまつてゐる。だもんだから妻君は大概内にゐて、炊事婦ともなり、家政婦ともなり、保母ともなり、終日働いてゐる。勿論その間には讀書はおろか新聞さへ碌々讀めない有様、その割には壹丁先の家で猫が子を生んだことなどはよく知つ

てゐるが、一方宿六の方はもとく
たいした教育はなくとも始終外へ出
てゐるから、やれ加藤内閣がどうの
地租委譲がどうの、訪歐飛行がどう
の低利資金がどうの位の話は耳學問
で御承知だ。つまり御主人は御主人
だけに妻君よりは「日進月歩の世の
中」にびつこをひき乍らもついて行
つてゐると云ふもの、かくしてちつ
としてゐる妻君とのろい乍らも動い
てゐる夫君との間にはいつかハンデ
イキヤツプが出来てしまふ譯、かう
なると晩餐後の話相手にもまに合は
ぬことになり、果ては子供にさへ馬
鹿にされて「母ちゃん、オーライつ
て何だかしてゐる？」「あゝ、オー
ライつてのは道のことだよ」「やゝい

馬鹿云つてら」だつて此の間も運轉
手が横町から大通へ出て來　オーラ

紅葉狩

吉川有情

忘れし葦の中なる紅葉哉
一鉢は若木ばかりや楡紅葉
暖かき一日ありけり紅葉狩
橋懸かる紅葉の山と山と哉
谷あれは漣ある山の紅葉哉
宮と寺隣同士の紅葉哉
朝日を戀ひ夕日を戀ひて山紅葉
山は山野は野に競ふ紅葉かな
我妹子の顔にも似てや初紅葉
にりつゝ紅葉の山を下りけり
妹が帯紅葉模様も淋しかり
佛には櫻神には紅葉かな
紅葉して京にも淋し旅心
日の暮れて黒き紅葉となりて
夜は夜の紅葉明るしアーク燈
紅葉狩夕風寒う戻りけり

イ、オーライつて云つてたよ」なん
て云はねばならぬことになる。

無理な話かはしらないが、そこは
内を守る妻君もつとめて時勢におく
れぬやう、子供などに馬鹿にされぬ
やう、否々少くとも主人の話相手に
なる位の勉強は、聞いてもよし讀ん
でもよし、しておいてほしもの
だ。

□兩親の心得十四ヶ條

ニューヨークの大ニューヨーク市
小學聯合兩親會 (United Parents
Association of Greater New York
Schools) では今回初めて、就學する
兒童の爲めに、教化の一助として次
に掲ぐる兒童に對する父兄の心得十
四箇條をニューヨーク・タイムズ紙
を通して市民一般に公にしたのであ

る。

兒童の兩親の方々が一層善く學校
を理解し、學校との協力の効果の多
大なることを覺られたならば、今日
兒童に關する困難の大部分は避け得
らるゝと思ひます。

(一) 家庭に於ても學校に於ても
兒童をあわてさせないように
朝飯と晝飯の時間を定めて下
さい。

(二) 毎日時間を違へず登校する
ことを獎勵して下さい。

家庭内の瑣事のために登校の
妨げらるゝような事があつて
はなりません。

(三) 兒童の服装は季節天候に應
じて簡素清潔を旨とせられた

る。

(四) 十四歳以下の兒童は少くも
十時間睡眠を取らせるように
して下さい。

(五) 家庭に於ける自修時間を定
め且つ忠實に勉強するように
監督して下さい。

(六) 自修には明るい空氣の流通
の好い静かな場所を與へ出來
る丈け妨害を防いで下さい。

(七) 學校の課業、體操遊技、其
他の運動の利益あることを兒
童に説明して下さい。

(八) 學校公開週間には非教室
を參觀して 善く學校を理解
して下さい。

(九) 兒童の聽いてゐる。で決し

て教師や學校を非難しては可
けません。各問題について双
方の言ふ所を聴き、教師に尋
ねて下さい。

(十) 長上を尊敬し、之に服従
するの習慣を兒童に養つて下
さい。

(十一) 常に學校を怖るべきもの
でなく、楽しい好い處だと兒
童に説き示して下さい。

(十二) 兩親も生徒も、之を利用
する人には、學校は無限の利
益を與ふるものであることを
記憶して下さい。

(十三) 學校で他兒童の兩親達と
會合して下さい。兒童なるも
のを一層善く理解するの一助

刑務協會員役

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

家 庭 欄

となり、母親は父親の児童の學事に対する興味を喚起し父親をして學校と協力せしむることに努めなければなりません。

(十四) 兒童の學校に已に両親會が出来て居るなら、之に加入なさい。なければ、是非組織して下さい。賢明なる協力は各方面に非常な好結果をもたらします。

(リテラリー・ダイゼストより)

誕生日の祝ひ

誕生日を祝ふ誕生日を祝ふことは決してつまらないことではない。殊に家庭の行事の一つとしては、家族

の誕生日を祝ふことは意義のあるおもしろいことである。

今日はお父さんの誕生日だ——と

云ふのでお父さんの特別出資で御馳走がこしらへられる。赤飯もよからう。そして夜は家族で一種の餘興會を催すことも趣きがある。その席でお父さんは、お父さんの子供の時分の苦勞話をするのもよからうし、また自分の経験して來たことで子供たちのためになるやうな教訓談をするのもよからう。そして、春坊は童話を歌ふお母さんは童話をする、レコードなどがあれば、なほいゝ、借りに來ても出来ることである。

かうしてお父さんのお誕生日なら、お父さんを中心として趣向をこ

らされるのを欲する。お父さんの考へで日頃の子供の勉強ぶりに對して賞與を出すのもよからう。

またお母さまの誕生日なら、お母さん自身の經驗談、そしてお父さんが、お母さんの苦勞した内助話をして聞かせるのもいゝでせう。それと特に述べたいのは、吾々の家庭には是非ユーモアが必要である、このユーモアを出す一つの機會としてこの誕生日が選ばれるのもよからうと思ふ。お父さまは威嚴を保たねばならぬが、かうした機會には極打解けた笑話をしていはゆる「のんきなお父さん」ふりを出すことも必要であらう。そして子供たちに親しませるのもいゝと思ふ。

定	價	表	廣	告	料	文	注	定
一冊(稅共)	六冊(稅共)	十二冊(稅共)	五號活字半段	一行	一頁	一冊(稅共)	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
金二十錢	金一圓二十錢	金二圓四十錢	金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと
			金一頁	金一頁	金一頁	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと	●御注文はすべて前金のこと

明大正二十七年四月二十六日第三種郵便物認可
大正十四年十一月一日發行
東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地

發行所
東京市牛込區市ヶ谷富久町六〇番地
編輯人 香川 又 二郎
印刷所 東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地
東京府豊多摩郡野方町新井三三六番地

明治二十七年二月二十六日(第三種郵便物認可)